

第二次北本市

地域福祉計画・地域福祉活動計画



育てよう地域の力
ともに創ろう
誰もが暮らしやすいまち
北本

平成30年3月

北本市

北本市社会福祉協議会

ごあいさつ



「育てよう地域の力・ともに創ろう誰もが暮らしやすいまち 北本」の実現に向けて

社会情勢は、如実に地域社会に影響を与え、市民生活は従来からの変化を余儀なくされます。その中でも、少子高齢化の進展は人口減少による地域社会の機能維持に影響を与え、経済環境の悪化は雇用環境も悪化させ、貧困問題を惹起する可能性を高めます。また、多発する自然災害は、安心・安全の生活基盤を脅かし、“いざ”というときの備えが必須となってきます。

そのような中、北本市地域福祉計画が平成29年度で終了するため、改めて市の地域福祉の基本的なあり方を示す必要があることから、このたび、北本市社会福祉協議会と合同で平成30年度から平成34年度までを期間とする「第二次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画は、本市の地域における福祉の向上を最大の目的としていますが、その策定段階では、現在の地域における課題を精査することから開始しました。まず、市民アンケート調査、8圏域での地域懇談会、関係団体へのヒアリング等において、市民の皆様に参加いただきながら、地域における福祉課題を把握しました。そして、課題を精査した上で、計画策定委員会において、計画の方向性、取組む施策・事業を慎重にご審議いただきました。

本市に暮らし住民にとっての生活の基盤であり、多様な主体による活動によって成り立つ地域社会の「力」は、市の活力をはかるバロメーターです。本計画に定めました教育、娯楽、知人等とのコミュニケーションの場の創設支援、安心・安全な生活を送る上での衣食住のあり方、医療・介護等の連携及び災害時の地域での対応策等、地域の基盤を強化していくことと、生活課題を抱え支援を必要とする人への市全体での包括的な支援を実行していくことが地域社会の「力」を高め、市の活力を向上させるものと考えます。

これらの施策を推進していくことにより、市民の皆様が地域において、充実した日常生活を送ることのできるよう取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、計画策定委員の方々をはじめ、多くの市民の皆様にご支援、ご協力いただきましたことに深く感謝申し上げますとともに、今後も地域社会の発展にご尽力いただけますようお願い申し上げます。

平成30年3月

北本市長 現王園 孝昭

ごあいさつ



“育てよう地域の力・ともに創ろう誰もが暮らしやすいまち 北本”を創るために

近年の急激な少子高齢化の進行の中で、本市においても高齢者世帯の増加、生活支援や介護が必要な人、認知症の方などが増えています。また、子育てに悩む人、幼児や高齢者の虐待、地域での孤立、生活困窮などの社会的問題も増加しています。

本会では、これら地域福祉の諸課題に的確に対応し、“育てよう地域の力・ともに創ろう誰もが暮らしやすいまち 北本”を創るため、第二次北本市地域福祉活動計画を策定しました。この計画は、市の上位計画である北本市地域福祉計画の改定に合わせて見直しを行い、地域福祉計画と地域福祉活動計画の両計画を一体化したもので、計画期間を平成30年度から平成34年度までとしています。

国では、高齢化の中で増大する地域福祉課題の解決に向けて、関係法令等を改正し、2020年代初頭までに「地域共生社会」の全面展開を目指していくこととしています。そのためには、生活者の一人ひとりが福祉を「サービスの受け手と担い手」という考えではなく、当事者として「我が事」と考える、地域づくり・包括的な支援体制づくりが必要とされています。この中で、特に社会福祉協議会には、身近な生活圏で「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」が求められています。

今後、本会としてもさまざまな要請に応えるため、本計画を地域福祉活動の指針として計画に定めた施策・事業を、支部社協、自治会、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体などのお力をお借りして実施してまいりたいと考えていますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に際し、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、地域懇談会の開催にご協力をいただきました関係団体等の皆様に心からお礼申し上げます。

北本市社会福祉協議会会長 稲木 勝英

目次

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の趣旨	1
(1) 近年の社会情勢	1
(2) 地域福祉の目的	1
2 計画の位置付け	2
(1) 法律の位置付け	2
(2) 市政における位置付け	3
(3) 地域福祉に関連する市の主な計画・条例	4
3 計画期間	7
4 計画の策定方法	8
(1) 計画の策定体制	8
(2) 市民及び関係団体意向調査の概要	9
第2章 地域福祉の課題	11
第3章 地域福祉の基本方針	21
1 地域福祉の理念	21
2 基本目標	22
3 施策体系	23
第4章 5年間の推進施策	25
目標1 すべての世代に福祉の心を広げる	25
施策1-1 福祉の心を育む学習機会の充実	26
施策1-2 市民同士のふれ合う機会の拡充	28
施策1-3 市民への情報発信の充実	30
目標2 多様な担い手が活躍する仕組みづくり	35
施策2-1 幅広い地域福祉の担い手の育成	36
施策2-2 担い手が活躍する機会の充実	38
目標3 みんなが主役になる地域福祉の推進	43
施策3-1 協働による地域福祉活動の推進	44
施策3-2 市民活動を支援する仕組みの推進	46
施策3-3 みんなでつくる人権尊重社会の推進	48
目標4 一人ひとりの安心と安全を守る地域づくり	53
施策4-1 支援を必要とする人を見守る活動の推進	54
施策4-2 暮らしを支えるサービス・活動の充実	56
施策4-3 安全な暮らしを守る地域環境の形成	58

目標 5 公民協働の地域福祉推進体制の強化	63
施策 5-1 地域福祉推進体制の構築	64
施策 5-2 地域福祉活動の拠点・組織の充実	66
施策 5-3 幅広い生活課題への公民協働の推進	68
第 5 章 計画の推進	72
1 平成 30 年度から重点的に取り組む事業	72
2 主体性と協働による計画推進	73
3 PDCA サイクルに基づく計画推進	74
参考データ・資料	75
1 市の現状	75
(1) 人口	75
(2) 世帯	76
(3) 障がい者・難病患者・自立支援医療費受給者	77
(4) 介護保険の要支援・要介護認定者	78
(5) 子ども	79
(6) 経済的支援の必要な世帯	80
(7) 8 つの地域（コミュニティ圏域）の状況	81
2 地域福祉の資源	82
(1) 社会福祉協議会	82
(2) 地域福祉を担う活動組織	83
(3) 地域福祉拠点（保健・医療・福祉・教育）	85
3 第二次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 設置要綱及び委員名簿	86
4 第二次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定会議 設置規程及び委員名簿	89
5 計画の策定経過	92

元号の表記について

計画期間中に新元号への移行が予定されていますが、本計画書では現元号を使用し、新元号への移行に伴い、元号を読み替えるものとします。

障害者の「害」の字をひらがな表記について

平成 23 年に定めた「障害者の「害」の字をひらがな表記とすることに関する指針」に基づき、法令の名称や用語、制度・事業名、固有名詞、専門用語などを除き、障がい者の「害」の字を「がい」と表記します。

第 1 章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

(1) 近年の社会情勢

私達を取り巻く社会情勢をみると、少子化と高齢化はますます進行し、また、近隣同士の結び付きの希薄化、価値観の多様化も広がっているといえます。その中で、家庭や地域からの孤立、経済格差の広がり、貧困の連鎖などもみられ、社会からの援助を必要とする人が増えています。

近年のこうした状況を解決・改善していくために、当事者の努力、地域の支え合い、公的な支援や社会保障制度の 3 つを組み合わせ、お互いに助け合い、支え合う地域づくりの重要性がこれまで以上に高まっています。

(2) 地域福祉の目的

地方自治法第 1 条の 2 では「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と明示されています。

そして、「住民の福祉」とは“住民のふだんの くらしの しあわせ”を考えるとといわれ、福祉という言葉は“しあわせ”の意味の「福」と、“さいわい”の意味の「祉」が結び付いたともいわれます。

この地方公共団体の使命を念頭に、北本市（以下「市」と表記）は「北本市地域福祉計画」を平成 24 年度に策定しました。また、北本市社会福祉協議会（以下「社協」と表記）は「北本市地域福祉活動計画」を平成 25 年度に策定しました。市及び社協では、これらの計画に基づき、多様化・複合化する市民の福祉ニーズに対応してきました。

市及び社協は、市民・地域・行政による一層の連携を図るため、「北本市地域福祉計画」の期間満了を機に、社協の計画期間を 1 年繰り上げて「第二次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「本計画」と表記）を一体的に策定しました。そして、本計画を着実に推進し、“誰もが人を支え、誰もが人に支えられながら、自分らしく安心して幸せに暮らすことのできる地域づくり”を目指します。

2 計画の位置付け

(1) 法律の位置付け

本計画のうち、地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けます。

地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条に基づき、社協の事業を計画的に推進するため、社協独自に策定するものです。

現行の地域福祉計画の根拠法となる社会福祉法は、平成 29 年 6 月 2 日に改正・公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることになりました。

(参考) 社会福祉法（平成 29 年 6 月 2 日改正から抜粋）

第 4 条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

第 109 条（市町村社会福祉協議会）

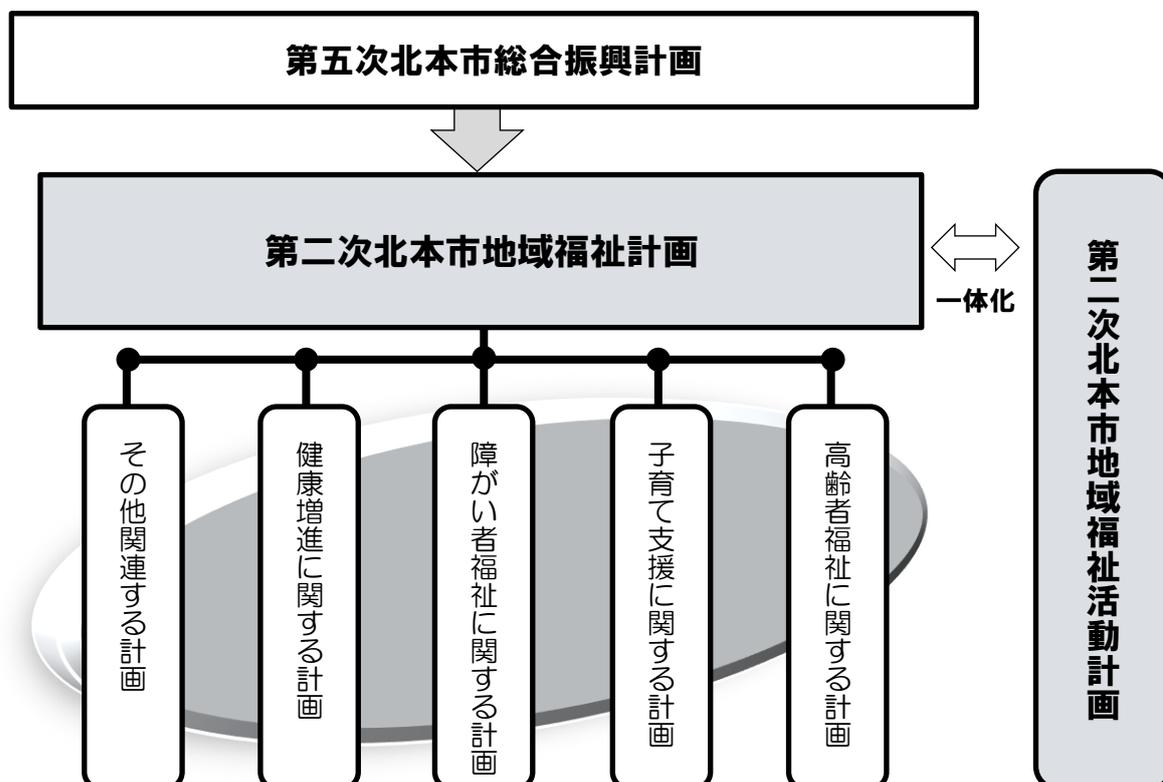
市町村社会福祉協議会は、市区町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 全 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 市政における位置付け

本計画は、市政の最上位計画「第五次北本市総合振興計画」の基本理念である「市民との協働による持続可能なまちづくり」の実現に向けて、福祉の各分野の上位計画として、保健・医療・福祉分野全体を推進する指針となります。

■計画の位置付け



(地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体とする意義)

地域福祉計画は、市全体で地域福祉を効果的に推進する方策を示す計画です。

地域福祉活動計画は、社協として、地域福祉計画に基づき、市民、自治組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体など、個人と多様な組織・団体が協働して地域福祉を主体的に実践することを支援する計画です。

両計画を一体化することにより、市が直面する生活課題や福祉ニーズを共有した上で、市及び社協の取り組みを明確にし、協働性と実効性を高めながら、地域福祉を推進することを目指します。

計画名	地域福祉計画	地域福祉活動計画
推進組織	北本市	北本市社会福祉協議会
計画の性格	行政計画	民間計画
一体化の意義	「生活課題や福祉ニーズの共有」「推進の方向性と実践の連動」	

(3) 地域福祉に関連する市の主な計画・条例

①北本市自治基本条例

市のまちづくりにおける最高規範と位置付けられた「北本市自治基本条例」は、まちづくりを進める上での基本ルールとして定められました。

条例では、まちづくりの主役が「市民」であることを明らかにし、まちづくりの基本原則を「情報の共有」「市民のまちづくりへの参加と市政への参画」「市民と市との協働」として定め、『誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまち』を市民、議会、行政の三者が協力しあって築いていくこととしています。

また、この条例に基づき、「北本市市民参画推進条例」「北本市協働推進条例」(ともに平成 25 年 4 月 1 日施行)を整備しています。

■北本市自治基本条例(抜粋)

施行日	平成 22 年 4 月 1 日
目的(第 1 条)	この条例は、北本市におけるまちづくりの基本原則を明らかにするとともに、まちづくりの主役である市民の権利及び責務、議会及び市長等の責務並びにまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、まちづくりにおける市民の参加並びに市民及び市の協働の推進を図り、もって誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちを実現することを目的とする。
まちづくりの基本原則(第 4 条)	市民及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有するものとする。 2 市民は、まちづくりの主役であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するものとする。 3 市長等は、市民の意思を市政に反映させるため、市民の参画の機会を保障するものとする。 4 市民及び市は、それぞれの責務を認識し、協働してまちづくりを進めるものとする。

②第五次北本市総合振興計画基本構想

第五次北本市総合振興計画の概要と地域福祉に関連する主な政策は次の通りです。本計画は「2-1 地域福祉の推進」を実行するための計画です。

■第五次北本市総合振興計画基本構想（抜粋）

計画期間		平成 28～37 年度までの 10 年間
基本理念		市民との協働による持続可能なまちづくり
将来都市像		緑にかこまれた健康な文化都市 ～市民一人ひとりが輝くまち 北本～
地域福祉に関連する主な政策	政策 2 健康でいきいきと暮らせるまち	<p>2-1 地域福祉の推進</p> <p>誰もが住み慣れた家庭や地域の中でその人らしい安心した生活を送るため、福祉に関わる人材や組織の育成、地域での声掛けや見守り活動等による助け合いの仕組みづくりを進めるとともに、日常生活で困っていることを相談できる体制を整えます。 また、結婚を希望する人への支援を行います。</p>
	政策 3 みんなが参加し育てるまち	<p>3-1 市民参画と協働の充実</p> <p>地域の現状を把握し、地域が求めるニーズに適切に対応していくため、市民との協働のまちづくりを進めます。 また、市民参画を推進するため、市民関係団体等との連携を図り、若者から高齢者まで誰もが参画しやすい環境づくりに努めます。</p>
		<p>3-2 暮らしを支える地域活動の支援</p> <p>地域で安心して生活を送るため、地域活動団体の重要性を高め、自治会やコミュニティ活動の維持および自立性の確保を支援するとともに、市民への地域活動参加の啓発に努めます。 また、地域活動の拠点である集会施設の整備や修繕等を支援します。</p>

③第5期埼玉県地域福祉支援計画

第5期埼玉県地域福祉支援計画（平成29年度策定）の概要は次の通りです。
県計画と必要に応じて連動しながら、本計画を推進します。

■第5期埼玉県地域福祉支援計画（抜粋）

計画期間		平成30～平成32年度までの3年間
基本理念		みんなつながり、 地域力を高める埼玉づくり
施策	基盤づくり	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村総合相談支援体制づくりの促進 2 市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター等の機能強化 3 地域生活課題を受け止める人材の育成・支援 4 権利擁護体制の充実 5 市民後見・法人後見の推進
	地域づくり	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉の場・拠点づくりの促進 2 社会的孤立（生活困難者）対策への取り組みの推進 3 災害時に備えた支援の取り組みの充実 4 地域住民同士の助け合い・地域の見守り体制の拡充
	担い手づくり	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民が地域福祉の課題を学び、考える機会（福祉教育・学習）の充実 2 NPO・ボランティア団体、自治会の地域活動への支援 3 地域福祉を担う住民の育成の拡充 4 介護、保育等サービス人材の確保等 5 社会福祉法人、企業、大学等の社会貢献活動との連携強化
	環境づくり	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活困窮者対策の推進 2 子供の貧困に対する取り組みの強化 3 苦情解決制度及び事業者の第三者評価、指導の充実 4 誰にも優しいまちづくりの推進 5 障害者差別解消の取り組みの推進 6 住宅確保要配慮者に必要な住宅を確保するための環境づくり
	計画の推進・市町村への支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村地域福祉計画の策定・改定に伴う支援 2 計画の進捗管理

3 計画期間

本計画の期間は、平成30年度当初から平成34年度末までの5年間とします。

次期計画は、本計画の最終年度である平成34年度中に策定する予定です。

ただし、計画期間中、社会経済情勢や大きな制度改正にも柔軟に対応するため、必要に応じて、計画を改定する場合があります。

■主な計画の期間

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	
第二次北本市地域福祉計画 第二次北本市地域福祉活動計画					(次期計画)					
第五次北本市総合振興計画								(次期計画)		
前期基本計画			(後期基本計画)							
健康増進に関する計画						(次期計画)				
子育て支援に関する計画		(次期計画)								
高齢者福祉に関する計画			(次期計画)							
障がい者福祉に関する計画								(次期計画)		
第5期埼玉県地域福祉支援計画				(次期計画)						

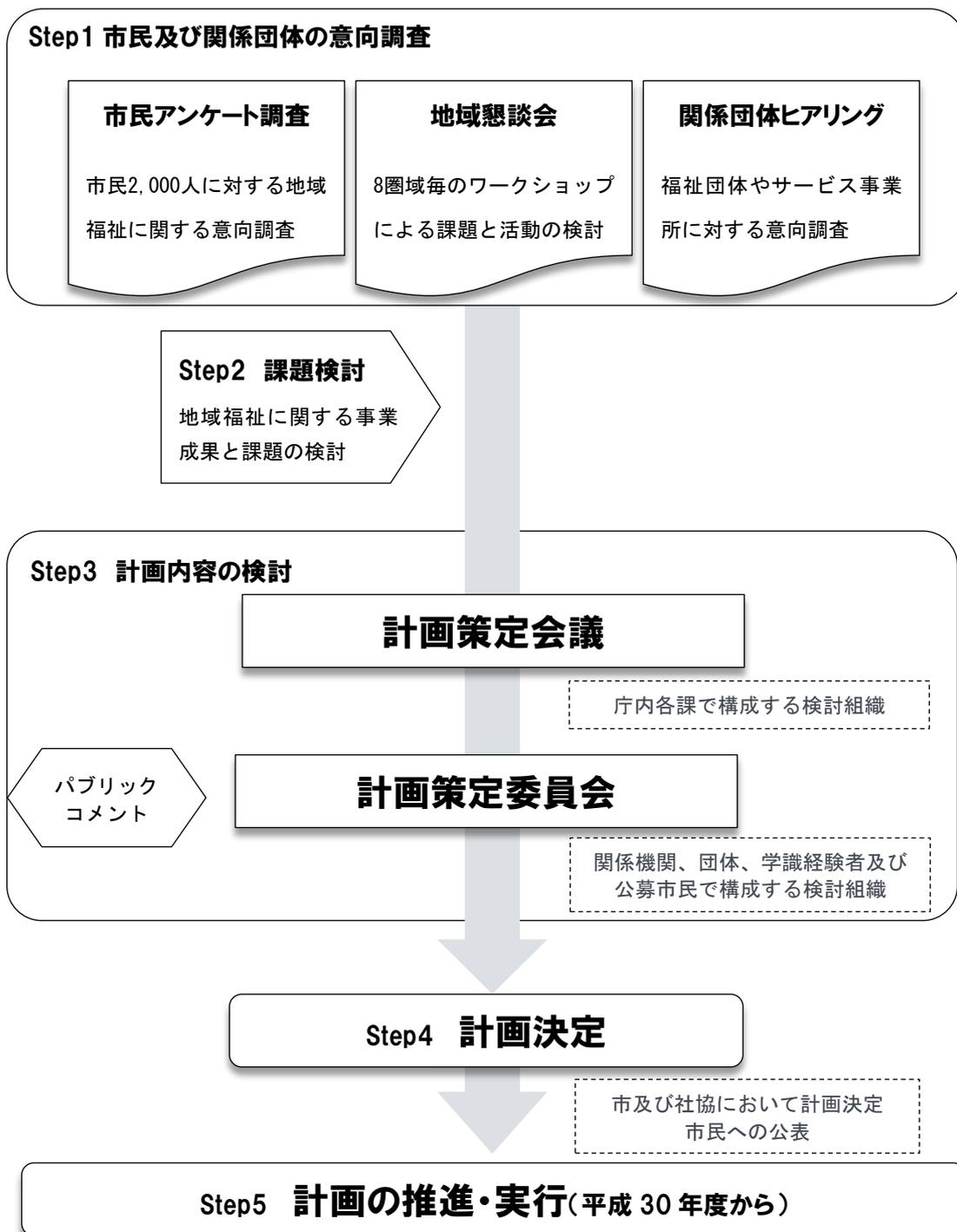
(参考) 社会福祉法第107条第2項・第3項(平成29年6月2日改正から抜粋)

- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

4 計画の策定方法

市民との協働の考え方に基づいて次の取り組みを行い、計画を策定しました。

(1) 計画の策定体制



(2) 市民及び関係団体意向調査の概要

市民や福祉関係者などの意見を反映するため、次の取り組みを行い、計画を策定しました。

①市民アンケートの実施概要

対象	満 18 歳以上の市民 2,000 人
実施時期	平成 29 年 3 月 9 日～3 月 24 日
実施方法	調査票の郵送配付・郵送回収 ○ 調査票郵送後に再度協力を依頼するハガキを郵送 ○ 市の広報紙及びホームページで告知と協力をお願いを掲載 ○ それぞれの関係団体を通じた協力の呼び掛け
実施の目的	地域福祉に関する市民の意識、生活課題、活動意向、要望の把握
調査内容	1 回答者属性 2 市民の助け合い・支え合いについて 3 ご近所付き合いについて 4 地域でともに助け合う活動について 5 地域での暮らしについて 6 北本市社会福祉協議会について 7 自由意見
回答数	915 人（回答率 45.8%）

②地域懇談会の実施概要

対象	8 圏域（中丸・中央地域・東地域・東間深井・南部・本町西高尾・西部・公団地域）
実施時期	第 1 回 平成 29 年 6 月 14 日～6 月 27 日 第 2 回 平成 29 年 7 月 19 日～8 月 1 日
実施方法	ワークショップ（8 圏域×2 回＝全 16 回）
実施の目的	（第 1 回）テーマ毎の福祉課題の洗い出し （第 2 回）テーマ毎の課題解決に向けた地域主体の取り組みの立案
テーマ	①子ども、子育てに関する困りごとや課題について ②支援の必要な人（高齢者、障がい者ほか）の暮らしに関する困りごとや課題について ③地域の活動に関する困りごとや課題などについて
参加者	延べ 304 人 市民、埼玉県立大学生など

※調査結果については、別に結果報告書を作成し、公表しています。

③関係団体ヒアリングの実施概要

対象	福祉ボランティア団体、福祉サービス事業者など 132 団体
実施時期	平成 29 年 8 月 19 日～9 月 4 日
実施方法	調査票の郵送配付・郵送回収
実施の目的	地域福祉計画に定める項目に関する団体の活動意向、 市民・市・社協に期待すること
調査内容	1 地域福祉活動への市民参加の促進 2 社会福祉を目的とする事業の健全な発達 3 福祉サービスの適切な利用の促進
回答数	66 票（回答率 50%）



（車いす体験）



（福祉施設訪問）

第2章 地域福祉の課題

今後、市全体の少子高齢化と人口減少が同時に進むことを念頭に置き、これからの地域福祉の課題を整理します。

課題1 隣近所や世代間で、ふれ合う機会が少なくなってきた。

市民アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近所付き合いの実態は、居住地域、居住歴の長短、住居形態に関係なく、「挨拶・立ち話をする」が69.2%と高く、困った時に助け合える「親密な付き合い」は10.9%。 ○ 市内や地域における人権侵害事象の見聞経験は、「聞いたことはない」74.8%が最も高く、「見たことはないが、聞いたことがある」18.1%、「見たことがある」5.6%が続く。 ○ 近隣同士のお付き合いは大切だが、プライバシーの保護などもあり、なかなか難しい（自由意見）。
地域懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域内で交流が少ない。 ○ 近隣の付き合いが少なく、人柄がわからない。 ○ 高齢者、障がい者がどの家庭にいるのか知らない。 ○ 挨拶をする子どもが少ないと感じるが、大人も挨拶をしていない人もいる。 ○ 自治会の行事などでしか、子どもと接する機会はない。 ○ 何に困っているのかわからない（経済的なことか、体調面のことか）。 ○ 障がい者への偏見がある。 ○ 障がい者への関わり方が難しい。
関係団体（※）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者世帯は自治会や民生委員・児童委員になかなか相談しづらい。 ○ 外見からわかりにくい病気や障がいがあると、地域で孤立するケースが多い。障がい者世帯にも定期的に声掛けをして欲しい。 ○ 虐待、偏見、差別のない社会はどのような人でも住みやすい。その啓発に努めて欲しい。

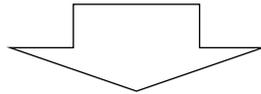
※関係団体ヒアリング

課題2 福祉活動への意欲はあるが、他者への支援を実践することが難しい。

市民アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉活動への「参加意向が高い」39.0%であり、「参加意向が低い」29.4%を上回り、これまでの情報提供、福祉教育、権利擁護の推進などの取り組みが一定の成果を上げつつある。 ○ 居住歴の長短に関係なく、隣近所や地域で助け合う意識が「広がっている」は19.2%と「広がっていない」の29.6%を下回り、福祉の心を育むことの難しさも明らかになった。
地域懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもとの会話は楽しいので、もっと機会が増えると良い。 ○ 支援の必要な人を発見しにくい。 ○ 知識がなく、適切な対応や声掛けができない。 ○ 認知症などで支援が必要でも、周囲を気にして声をあげない人がいる。 ○ 支援を拒否する人がいる。

関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多くの市民に障がいや病気についての理解と活動への協力を期待する。そのための研修、講習を定期的開催して欲しい。 ○ 不要になった玩具、道具、本を寄付していただくと非常に助かる。
評価委員会 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ○ きたもと福祉まつりを子ども達への福祉教育の場として機能させていく必要がある。 ○ 学校において、障がい福祉を理解し、障がい者へはどのような支援が求められているのかなどを学べる時間が設けられると良い。

※北本市地域福祉計画評価委員会による評価



◇課題 1、2 などからみえてくる今後の方向性

- ・ **すべての市民に、福祉の心（みんなの幸せを願う心）を広げる。**
- ・ **生涯にわたり福祉を学ぶ機会、地域住民同士の交流機会を創出する。**

- 高齢者、障がい者及びひとり親家庭の増加、少子化並びに家庭環境による教育格差などを背景に、支援の必要なケースが増えている。
- 市及び社協でこれまで進めている「すべての市民に福祉の心（みんなの幸せを願う心）を広げる」には、より多くの市民が身近な生活課題を共有する機会の充実や、市民同士がふれ合うような活動を地域で増やしていくことが必要である。
- 改正社会福祉法第 107 条第 1 項第 4 号「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」を地域福祉計画に定めることとされているため、市民による問題や関心の共有化への動機付けと意識向上方策を推進していく必要がある。
- 様々な差別や偏見の解消、虐待防止などの人権問題は引き続き重要である。
- 市民一人ひとりの価値観や意向を尊重する人権尊重社会（誰もが尊重される社会）を、市民、地域、社協、市（県、国）、事業所、企業の協力で引き続き推進することが必要である。

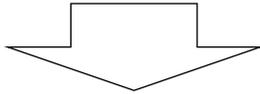


課題3 新たな担い手が少ない。

市民アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で支え合う活動への参加意向は、「できる範囲で参加したい」37.3%が最も高く、「わからない」29.0%であった。「参加意向が高い」（積極的に参加したい+できる範囲で参加したい）は39.0%。 ○ 「参加意向が高い」のうち、「スタッフ（リーダーやフォロワーを助け、活動）として参加したい」70.6%、「フォロワー（リーダーを助ける役割）として参加したい」9.8%、「リーダー（企画・運営者）として参加したい」1.1%。
地域懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会行事（祭りなど）への参加者が少ない。 ○ P T A活動も担い手不足。 ○ 共働きの家庭が多いため、地域活動に参加しづらい。 ○ サービスを始めるにしても担い手がない。 ○ 50～60代をどう巻き込むか。将来の担い手の確保に新たな方策が必要。 ○ 自らが何かの担い手になる意識がない人への意識付けが必要。
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア活動への理解者が増えて欲しい。 ○ サロン活動の継続にリーダーや世話人の養成と謝礼（実費、寸志）も必要。 ○ 認知症サポーター、児童館での講師、福祉施設での行事やイベントへの参加を地域の皆さんに期待する。 ○ 必要な場合にボランティア内容を簡単に検索できるシステムを構築（依頼と提供の双方が手軽にできる仕組み）。 ○ 市民同士の助け合いに煩わしさを感じる人もいる。自然体の見守りが必要。

課題4 現在の担い手の高齢化。

市民アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参加経験のある地域活動団体の種類は、「自治会」48.2%が最も高く、「いずれも参加していない」29.6%、「P T A」25.7%、「趣味や娯楽のサークル」23.8%、「子ども会」23.3%。
地域懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢を理由に自治会を退会する人が増えている。 ○ 自治会役員の高齢化に伴い、行事運営に支障をきたしている。 ○ 自治会役員のなり手がない（くじ引きで決定するケースもある）。 ○ ひとりで多数の役割を担っている。 ○ ボランティアの高齢化。
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動の継続や拡大にはボランティアが足りない。 ○ 市や社協にボランティアの育成をやって欲しい。 ○ ボランティア活動費の補助は必要（実費程度）。
評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大人やシニア層を対象としたボランティア体験プログラムがあると良い。 ○ 体験からボランティア参加へ結び付ける方法を検討する必要がある。 ○ サロンの担い手の養成講座を実施し、担い手を育成する必要がある。 ○ 自治会、コミュニティ委員会、支部社協の活動参加者には高齢者が多く、また、役員に負担がかかることなどにより、担い手が不足している。 ○ これらのことに対し、各世代が交流できる活動となるような支援が必要。



◇課題 3、4 などからみえてくる今後の方向性

・ 担い手の確保に向けて、市と地域の重層的かつ実効性のある取り組みの実行。

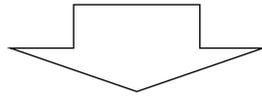
- 地域福祉活動の担い手問題は市全体の課題であり、高齢化と人口減少が顕著に進んでいる地域ではより深刻な課題である。
- 市及び社協が、地域活動及びボランティア活動の活性化、地域福祉の担い手の育成並びに各種団体の強化に取り組んできた成果として、市内でサロン活動が実施されるようになった。
- 一方で、人口の高齢化が進む中で、自治会や支部社協活動をはじめ、地域活動全般にわたって担い手の確保が年々難しくなっている。同じ人が複数の組織の役員を兼任する“二極化”も問題である。
- 認識があってもなかなか実践できず、新たな担い手が増えない課題に対し、市民が地域福祉活動に参加するモチベーション（動機付け）を後押しする新しい方策の検討、市民大学きたもと学苑（生涯学習活動）との連動による担い手の掘り起こし、活動団体の幅広い分野の連携強化など、担い手の確保と新規参加者の拡充に向けて、市全体で実効性のある取り組みを展開する必要がある。
- さらに、退職した医療・福祉・教育経験者、地元の商店や企業、地域の一員であるサービス事業者、支援を受ける本人なども地域福祉の担い手として活動できる取り組みを、地域組織と社協を中心に実行することも必要である。
- 改正社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項第 1 号で、市町村には「地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業」に努めることが定められている。
- 改正社会福祉法第 107 条第 1 項第 4 号で、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」を地域福祉計画に定めることとされているため、地域福祉を推進する担い手の育成策を実施する必要がある。

課題5 ちょっとした困りごとで生活しづらいケースがある。

市民アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暮らしへの評価は、「安心感が高い」68.9%、将来の「定住希望」80.9%と高くなっている。 ○ ボランティア活動の「参加意識が高い」（今も参加している+参加したことはないが、今後参加したい）は26.1%。 ○ 原則は市民の自助努力。行政は最低限のサービスで良い（自由意見）。
地域懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者を中心に、通院、買い物、サロンなどへの移動手段がない。 ○ ゴミ出しが大変。資源回収場所が遠くて高齢者で持っていけない人がいる。 ○ 買い物ボランティアが欲しい。 ○ 困りごとを伝える方法がない。 ○ セルフネグレクトがみられる。 ○ 外出が困難なことにより、引きこもりとなる。 ○ 自治会で組織的に取り組めれば協力しようと思うが、なかなか勝手にはできない。
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいサービスの情報はインターネットで得るケースが多い。 ○ 障がいサービス提供などについて、地域の方が家に足を踏み入れるのは難しいと思う。

課題6 支援をする人、支援を必要とする人の双方に事情（課題）がある。

市民アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動参加時に支障になることは、「忙しくて時間がとれない」46.4%が最も高く、「健康や体力に自信がない」22.5%が続く。 ○ 地域の助け合いに対する考えは、「市民と行政が協力し合い、ともに取り組むべきである」48.7%が最も高く、「地域の方が互いに協力し、住みやすい地域にしていくべきである」32.1%が続く。
地域懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母親が高齢、子どもが障がいを持っているが、支援を拒否。 ○ 障がいのある子を育てている母親が「預かってくれる人がいないので、病気になれない」といっていた。 ○ 個人情報の保護により、支援の必要な人がわからない。 ○ 支援を拒否する人もいる。
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ サロン同士の交流や見学する機会があると、自分達の活動のヒントになる。 ○ 地域活動の活性化に向けて、専門職員による講習開催をお願いしたい。 ○ 社協から貸与していただく福祉器具や教材の種類や数を充実して欲しい。 ○ サロンの活動場所が足りない。将来的には空き家の利用もしたい。 ○ 地域活動の運営費用の補助は大いに助かる。活動充実には財源も重要。
評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協働事業提案制度について、応募数の伸び悩みが課題である。 ○ 協働事業を推進する意味でも、NPO法人やボランティア団体への説明会を実施して参加者を募るなど、周知を図っていく必要がある。



◇課題 5、6 などからみえてくる今後の方向性

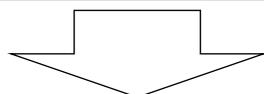
・ **市民同士や地域で自然にお互いを支え合う「地域解決力」が重要。**

- 市及び社協ではこれまで、8 つのコミュニティ圏域で自治会と支部社協を中心に地域福祉活動を推進してきた。暮らしへの評価、将来の「定住希望」の結果は、地域福祉に対する直接的な評価ではないが、こうした活動も含めて評価されたと考えられる。
- 一方、高齢者のひとり暮らし、ひとり親世帯、生活保護受給世帯や貧困世帯などが増加しており、厳しい生活状況に置かれた家庭も増えている。
- 実際、経済的な困窮の要因として、介護と育児のために就労が難しい家庭（ダブルケア）、高齢の親と無職の 50 歳代の子どもが同居する世帯の経済的な困窮、複雑な家庭環境を背景として十分な食事や教育を受けられない子どもなど、様々な要因が絡む事例では、特定の課題に対する「縦割りの支援」では十分対応できない事例も現われてきている。
- 地域懇談会からも、公的支援で対応できない困りごとが数多く提示された。
- 複合的な要因のある世帯や様々な状況にある人を公的支援で支えるのみならず、地域にある資源を活用して、市民や地域を主体として自然にお互いを支え合う取り組みも重要になる。
- 改正社会福祉法第 4 条第 2 項では、地域住民自身が地域福祉に関する課題を把握し、関係機関が連携して地域生活課題の解決を図る包括的支援の理念を明確化した。
- 支援の必要な本人を含む市民、地域、社協、市、サービス事業者、企業などが連携して地域社会をつくることが求められている。国も市民・地域主体の創意工夫による取り組みを後押ししている。



課題7 日常や緊急時の「安全」への体制強化が必要。

市民アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の避難支援活動への「協力意向」が市民全体で72.2%に上る。 ○ 近所にできる支援は「安否確認の声掛け」「災害時の手助け」などが上位。 ○ 避難支援の備えに関する考えは、「ふだんから、自分で備えておくことが最も大切」49.9%が最も高く、「地域と行政が協力して取り組むことが最も大切」30.5%が続く。 ○ 避難場所の認知度は、「知っている」76.9%、「知らない」21.0%。
地域懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 単身者は緊急時に連絡がとれない。 ○ 防災活動にも個人情報「壁」がある。 ○ 市で想定される災害、その時にどのような状況になるか想像できない。
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの時から、障がいのある子どもや大人と接する機会が自然にできるような施策。 ○ 障がい者が地震や災害の時に支援してもらうために日常的な交流が必要。 ○ 緊急時に備えるためにも手話通訳者の増員、要約筆記者の養成を期待する。手話ができる人が多く育て欲しい。
評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北本市避難行動要支援者避難支援制度を進めるにあたり、災害時に支援を必要とする人についての名簿提供の同意をいただけないケースが多い。 ○ 本事業の重要性を考え、さらなる普及啓発が必要である。



◇課題7などからみえてくる今後の方向性

- ・ “支援を必要とする人”などへの災害時避難支援対策がこれまで以上に重要。
- ・ 市民の協力意向の高い「安心・安全」から地域福祉を実践していく。

- 毎年のように全国各地で大雨や集中豪雨、地震などの災害が発生する中、災害の少ない北本市でも、災害時の避難に対する不安が数多く挙げられた。
- しかし、市内における全自治会での設置を目指す自主防犯組織の設置率は7割、自主防災組織の設置率は5割程度であり、避難支援体制をはじめ、市民の安全を確保する体制づくりは道半ばといえる。
- 高齢化の進展や地域コミュニティの弱体化が予想される中、難病患者や障がい者、乳幼児と保護者、要介護高齢者など“支援を必要とする人”の増加を踏まえた災害時の避難支援対策が、これまで以上に重要となる。
- 今後の安全対策は、いつでも、どこでも発生する災害に備え、市民自身の準備の重要性について周知徹底を図ること、そして「協力意向が高い」市民などを取り込み、自治会レベルで避難支援体制を構築することが必要となる。

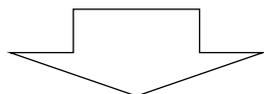
課題 8 生活上の「様々な不安」への体制強化が必要。

市民アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で助け合い・支え合いを広げるために必要なことは、「気軽に相談できる体制をつくること」52.0%が最も高い。 ○ 市内の「相談のしやすさ」（そう思う＋どちらかといえばそう思う）は、「子育て、子どもの発達に関する相談」61.6%、「介護、病気、障がいに関する相談」58.5%、「暮らしやお金に関する相談」27.1%。 ○ 市に「気軽に相談できる体制をつくること」、社協に「福祉に関する総合的な相談窓口」を最も期待している。 ○ 高齢者の見守り訪問は最低月 1 回の完全訪問が必要（自由意見）。
地域懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護で疲れた時に、聴いてくれたり、相談したりする人が身近にいない。 ○ 子育ての相談相手がいない。 ○ 他人からみて子どもの発達に心配がある時に、親自身が自覚していない場合の働き掛けが困難。障がいを持つ人を抱えた家族はその人を隠したがる。 ○ 障がい者世帯の住まいがどこなのかわからないため、自治会、民生委員・児童委員の連携が困難。 ○ 地域にある子育て支援センター、ファミリーサポートセンターなどを知らない人も多い。 ○ 声の広報をもっと活用して欲しい（目の不自由な人の情報がない）。
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 困っている人をすぐに見つけて、関係機関につなぐことのできる、底辺の広い組織づくりが必要。 ○ 自治会や地域に足を運んで話をする、現場の声を聞く、という活動が必要。 ○ 地域の世話人、地域担当職員の配置や増員が必要。 ○ 支援の必要な人がどこにいるのかを把握することが大切。 ○ 市は地域組織が多く、複雑になっている。地域組織の見直しを図り、市民がわかりやすい体制が必要。 ○ 支援に必要となる「最低限の個人情報」をサービス事業所に提供できる仕組みが必要。 ○ 煩雑な手続きの簡素化が必要。 ○ 市内各公民館での福祉懇談会は有意義であった。市民と情報を継続的に共有する必要性を痛感した。支え合いの仕組みをつくるきっかけを繰り返し行うことが大切。



課題 9 多岐にわたる課題に対し、関係機関が一体となって取り組む体制が重要。

市民アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉団体やNPOの活動に頼るのでなく、市が地域づくりのプロとして地域のニーズを把握し、組織的にバックアップしてもらいたい（自由意見）。 ○ 高齢社会における共助は限界があると思われる。地域福祉の充実には市がしっかりとリーダーシップをとり、市民任せではない枠組みをつくり上げて欲しい（自由意見）。
地域懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもに関する事件が多く、公園でひとりで遊ばせることができない。 ○ 学区の範囲が広いので、登下校の安全確保が必要。 ○ 共働き世帯の子どもは、学校などの早退時に引き受ける人がいない。 ○ 病児保育では、予約制でなく、緊急時の受け入れを検討して欲しい。 ○ 障がい者の学校卒業後の進路がない。 ○ 雑草が繁茂する空き家も多く、防犯上、問題である。 ○ 自動車運転や自転車マナーが悪く、交通事故が心配。
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談に行きにくい場合の受け皿づくりが必要。市内の事業所やNPO法人を社会資源に位置付け、身近な相談場所として指定するなどの取り組みの検討。 ○ 市や社協に対し、サービス事業者との情報の共有化、先進事例の提供やモデル事業の創設、関係者や団体同士の連携のためのコーディネート、困っている市民に情報を届ける工夫などを期待する。



◇課題 8、9 などからみえてくる今後の方向性

- ・ **多くの主体の参画と課題の共有化。**
- ・ **市のリーダーシップの発揮と、多くの主体の連携体制の強化。**
- ・ **市民にとって、「わかりやすい支援体制」の構築。**

- 市及び社協では、訪問活動、地域の見守りネットワーク、相談・支援体制の充実などを進めてきた。
- また、保健・医療・福祉の連携、市及び社協の相互連携、市役所内の庁内連携、社協活動の活性化に取り組んできた。この成果として、多くの協議会や連絡会が設置され、様々なレベルでの連携が進んでいる。
- 特に市の役割として重要なことは、自ら支援を求める力がない社会的に孤立している人や、制度の狭間にあって生活が困窮していてもサービスにつながらない人を、公的機関の連携によって発見し、早期のうちに支援につなげる包括的な支援体制の整備である。

- 団体や地域が主体的に活動しやすい仕組みや環境を構築することも、市及び社協の重要な役割になるため、市及び社協の一層の連携の下、地域や関係機関をつなぐコーディネート機能、成果に向けて各主体の合意形成を進めるファシリテーション機能をさらに高める必要がある。
- 直面する新旧の課題、市及び社協の活動の進捗状況、地域の取り組みなど、地域福祉に関する状況を市民・地域・関係機関と共有し、一緒になって継続的に改善していく体制の強化がこれまで以上に必要になる。
- 市民アンケートでの「相談や情報」への一定の評価は、現行計画で課題とした「情報」や「相談」に関する取り組みの成果と考えられる。
- 市民の期待に応えるため、地域の相談支援事業者や専門機関との連携を密にして、地域において様々な相談を受け止める体制の整備など、市内の相談支援体制の一層の充実を図ることが必要となる。
- 改正社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項第 1 号で、市町村には「地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業」、第 3 号で「生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業」に努めることが定められている。
- 改正社会福祉法第 107 条第 1 項第 2 号の「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」、第 3 号の「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」を地域福祉計画に定めることとされているため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進と公的サービスの連携による公私協働の実現策を推進する必要がある。



第3章 地域福祉の基本方針

1 地域福祉の理念

北本の地域福祉の理念

育てよう地域の力・ともに創ろう誰もが暮らしやすいまち 北本

市の地域福祉の現状をみると、福祉の心の浸透、担い手の確保、地域活動の活性化、「安心・安全」に向けた地域福祉の推進、関係団体などの多くの主体の連携強化が重要な課題となっています。

これらの課題、市のまちづくりにおける自治基本条例や総合振興計画の考え方、社会福祉法に規定される地域福祉のあり方を踏まえ、本計画の理念を設定しました。

～ 育てよう地域の力 ～

これまで育まれてきた「地域の力」を活かし育て続けるとともに、これからの時代に相応しい地域の力のあり方を協議しながら、市民全員でそれぞれの地域の力を育てていく必要があります。

この地域の力を育てるにあたって、市や社協は様々な支援と新たな仕組みを構築します。

～ とともに創ろう誰もが暮らしやすいまち 北本 ～

誰もが暮らしやすい北本市を創るためには、地域の力を育むことはもちろん、市・社協・関係団体がそれぞれの責任を果たすことが必要となります。

「ともに」には市民同士とともに公私の協働を、「創ろう」には既存の枠組みにとらわれない新たな実践を「創造する」という意味を付与しました。

また、「誰もが」には様々な生活課題を持った市民を包括的に支援する意味を込めました。

2 基本目標

今後の5年間の方向性として、5つの基本目標を定めます。

目標1 すべての世代に福祉の心を広げる

地域福祉推進の根幹として、すべての市民に福祉の心（みんなの幸せを願う心）が広がることを目指すため、すべての世代が福祉を学ぶ機会の充実、市民同士がふれ合う機会の創出、市民への適切な情報の発信を通じて、市民一人ひとりに福祉の心の形成を図ります。

目標2 多様な担い手が活躍する仕組みづくり

地域福祉の基盤として、少子高齢化の中で深刻化する担い手問題の解決を目指すため、意欲的な市民や企業を掘り起こす新しい担い手育成策を実施するとともに、多様な担い手が地域で活躍する機会の充実を図ります。

目標3 みんなが主役になる地域福祉の推進

地域福祉の基本となるお互いの人権を尊重する地域を形成します。その上で、市民や地域の主体的な活動を支援する仕組みの構築と各主体が一体となる取り組みを促進し、地域福祉に参加することに喜びを感じられる地域社会を構築します。

目標4 一人ひとりの安心と安全を守る地域づくり

地域福祉の最大のテーマである、市民一人ひとりが安心と安全を感じる地域づくりを目指すため、支援を必要とする人を支える環境づくり、暮らしを支えるサービスの充実を図ります。

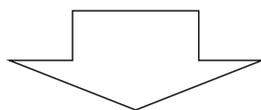
目標5 公民協働の地域福祉推進体制の強化

地域福祉の推進母体となる公民協働による体制強化を目指すため、市と社協の緊密な連携と多様な主体のネットワーク化を進め、これからの時代に予想される様々な課題に迅速に対応できる連携体制を構築します。

3 施策体系

北本の地域福祉の理念

育てよう地域の力・ともに創ろう誰もが暮らしやすいまち 北本



目標	施策
目標 1 すべての世代に福祉の心を 広げる	施策 1-1 福祉の心を育む学習機会の充実
	施策 1-2 市民同士のふれ合う機会の拡充
	施策 1-3 市民への情報発信の充実
目標 2 多様な担い手が活躍する 仕組みづくり	施策 2-1 幅広い地域福祉の担い手の育成
	施策 2-2 担い手が活躍する機会の充実
目標 3 みんなが主役になる 地域福祉の推進	施策 3-1 協働による地域福祉活動の推進
	施策 3-2 市民活動を支援する仕組みの推進
	施策 3-3 みんなでつくる人権尊重社会の推進
目標 4 一人ひとりの安心と安全を 守る地域づくり	施策 4-1 支援を必要とする人を見守る活動の推進
	施策 4-2 暮らしを支えるサービス・活動の充実
	施策 4-3 安全な暮らしを守る地域環境の形成
目標 5 公民協働の地域福祉推進 体制の強化	施策 5-1 地域福祉推進体制の構築
	施策 5-2 地域福祉活動の拠点・組織の充実
	施策 5-3 幅広い生活課題への公民協働の推進

◎市内で行われている活発な地域福祉活動



(子育てサロン)



(ボランティア体験)



(きたもと福祉まつり)

第4章 5年間の推進施策

目標1 すべての世代に福祉の心を広げる

◆◆施策の全体像◆◆

目標1 すべての世代に福祉の心を広げる

市の課題	施策の視点	推進施策
<p>○高齢者、障がい者及びひとり親家庭の増加、少子化並びに家庭環境による教育格差などを背景に、支援の必要なケースが増えている。</p>	<p>○すべての世代において、福祉の心を学ぶ機会の充実</p> <p>○多様な価値観を尊重する意識の形成</p>	<p>施策 1-1 福祉の心を育む学習機会の充実</p>
<p>○多くの市民が身近な生活課題を共有する機会を地域で増やしていく必要がある。</p>	<p>○ふれ合いを通じて、お互いを知り、支えることの大切さを学ぶ</p>	<p>施策 1-2 市民同士のふれ合う機会の拡充</p>
<p>○サービスや相談場所を知らないために、必要な支援を受けていないケースがある。</p> <p>○安全に遊べる場所や交流の機会を知らないために、孤立化が進むケースもある。</p>	<p>○市民に情報が着実に伝わる、多様な情報チャネル（経路）の活用</p> <p>○ICT（情報通信技術）の活用など、時代に応じた情報発信方法の研究</p>	<p>施策 1-3 市民への情報発信の充実</p>

◆◆5年間の方向性（基本目標の再掲載）◆◆

地域福祉推進の根幹として、すべての市民に福祉の心（みんなの幸せを願う心）が広がることを目指すため、すべての世代が福祉を学ぶ機会の充実、市民同士がふれ合う機会の創出、市民への適切な情報の発信を通じて、市民一人ひとりに福祉の心の形成を図ります。

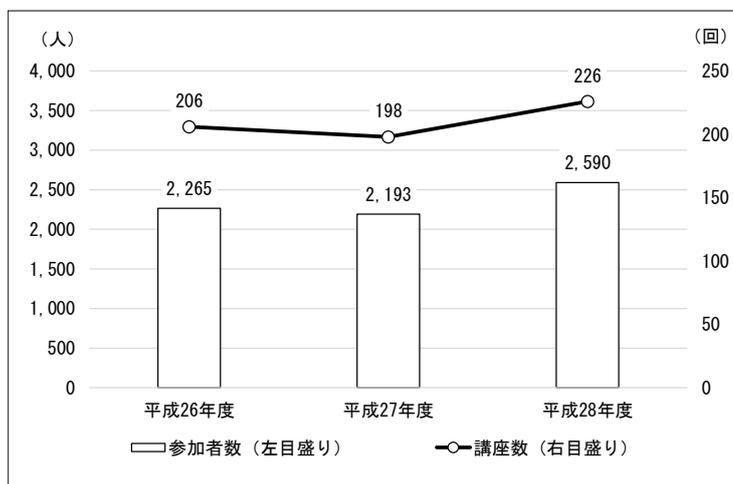
施策 1-1 福祉の心を育む学習機会の充実

すべての市民に多様な価値観を尊重する意識と、お互いに支え合う福祉の心が広がるよう、学校や公民館活動を通じて福祉教育の充実を図ります。

(市の現状)

- 社会人や高齢者対象のキタガク（地域学講座）を開催し、これからの時代における地域福祉活動の意義などの学習機会を提供しています。
- 小・中学校では、年齢に応じたボランティア体験をはじめ、教育活動全般を通じて児童生徒の福祉の心の育成に努めています。
- 幼稚園の家庭教育学級、小・中学校の子育て講座を実施し、保護者が人権や福祉を学ぶ機会を提供しています。
- 隣近所との関係性が希薄化する中、学校・家庭・地域において、様々な機会を通じて福祉意識を高める取り組みが大切になります。

■キタガクの延べ参加者数、講座数の推移（人）



◇◆5年間の主要事業◇◆

(1) 学校教育、家庭教育、公民館活動を通じた福祉意識の向上

事業	主体	概要
①学校教育		
福祉教育	市	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアや福祉に係る体験的教育活動 ○ 心のバリアフリーを進める教育 ○ 障がいへの理解を深める教育
②家庭教育		
家庭教育支援	市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入学前児童の保護者を対象とした子育て講演会などの開催 ○ P T A活動に参加しない保護者への効果的な家庭教育の方策検討

事業	主体	概要
③地域教育		
青少年健全育成研修事業	市	○ 小・中学校の保護者を対象とした子育て講座、幼稚園の保護者を対象とした家庭教育学級を実施
認知症サポーター養成講座	市	○ 認知症の理解を深める講座の実施
市民大学きたもと学苑 (生涯学習活動)	市	○ 地域の組織で勉強する機会を設けるため、キタガク(地域学講座)を実施 (主な講座) ・ 介護講座 ・ ハッピーベビーマッサージ講座 ・ 健康ウォーキング講座
社会人権教育推進事業	市	○ 公民館、小・中学校PTAなどで人権教育を実施
大学公開講座開催事業	市	○ 専門性の高い講義の提供

(2) 学校や地域の福祉教育への支援

事業	主体	概要
①福祉の心を育む交流事業	社協	○ 学校と地域の福祉施設との交流活動を推進
②福祉協力校設置	社協	○ 市内全校を福祉協力校として指定し、各学校における福祉活動を推進

◆◆主要事業の活動目標◆◆

項目	現状	目標
キタガク(地域学講座)の開催数(年間)	226回 (平成28年度)	250回 (平成34年度)
福祉の心を育む交流事業の実施校	4校 (平成28年度)	13校 (平成34年度)

施策 1-2 市民同士のふれ合う機会の拡充

地域福祉活動に向けた第一歩として、お互いを知るための同世代や多世代の交流機会の拡充と、地域や民間が主体的に行う交流活動への支援の充実を図ります。

(市の現状)

- それぞれの地域では民生委員・児童委員や支部社協などを中心に高齢者サロン、子育てサロン、障がい者サロン、通いの場を開催しています。
- 毎年のきたもと福祉まつりには多くの市民が集まり、特別養護老人ホーム、ボランティア団体などの参加も増えています。
- 支部社協は、地域の資源を活かしながら、地域住民のニーズに沿って市民同士の交流が深まる活動を展開しています。
- サロン活動は参加者数が伸び悩んでおり、開催方法（場所、曜日、時間など）の固定化がその一因となっています。今後は、より参加しやすい、きめ細かな活動に向けて、活動の実態を精査し、より多くの地域資源を活用しながら、地域と一緒に継続的に改善していくことが必要です。

◆◆5年間の主要事業◆◆

(1) 同世代や多世代の交流を図る事業の推進

事業	主体	概要
① “居場所” づくりの推進		
サロン活動	社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者サロン、子育てサロン、障がい者サロンの地域開催 ○ きめ細かな活動への継続的な支援
各地域での集いの場	市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民同士の交流の場として、公民館を活用
通いの場	市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各地域で「イキイキとまちゃん体操」の実施を通じての交流機会
② 市民交流機会の創出		
健康増進センター事業	市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康増進センターでの体操教室、講習会などを通じて高齢者同士の交流を推進
地域子育て支援拠点における交流事業	市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童館 ○ 子育て支援センター

事業	主体	概要
③多世代交流の機会創出		
【新規】 老人クラブ活動での 多世代交流	市	○ 老人クラブと子ども達との交流推進
学校活動	市	○ 地域活動室事業 ・児童と地域住民の交流活動 ○ 学校応援団 ・地域住民による学習活動支援、学校 環境整備などを通じた交流活動 ○ 放課後子ども教室 ・平日放課後の学習、体験、ふれ合い 活動を通じて地域住民との交流活動
公共施設事業	市	○ 児童館での交流事業 ・中高生とのコラボ事業 ○ 総合福祉センターでの交流事業

(2) 地域主体や民間主体の活動への支援

事業	主体	概要
①きたもと福祉まつりの開催	社協	○ 福祉の理解を深めるため、市民や各種 団体などと協働し、イベントを実施 ○ 毎年9月第2日曜日実施
②支部社協活動	社協	○ 高齢者、障がい者、子育て中の親子な ど、身近な地域における交流の場づく りを支援 ○ 学校・福祉施設など、訪問活動による 交流行事を支援 ○ 支援が必要な世帯に対する見守り活動 を推進

◆◆主要事業の活動目標◆◆

項目	現状	目標
通いの場開催箇所数	未実施 (平成28年度)	20箇所 (平成34年度)
サロン開催箇所数	30箇所 (平成28年度)	55箇所 (平成34年度)

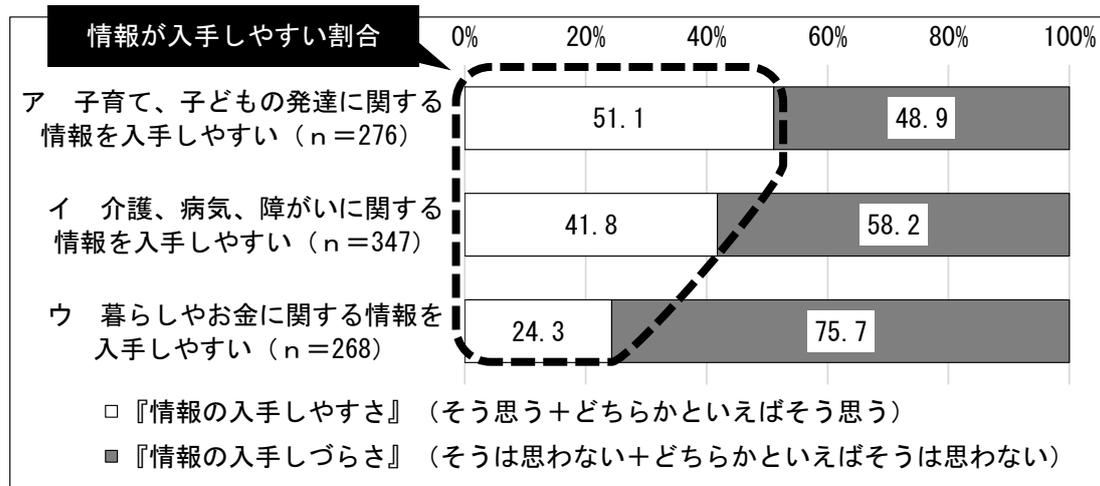
施策 1-3 市民への情報発信の充実

様々な地域福祉活動やボランティアの情報、安全な遊び場、気軽に相談できる場所、福祉サービスの内容など、生活環境や福祉に関する情報が市民に届くよう、効果的、かつ、多様なルートからの情報発信の充実を図ります。

(市の現状)

- 市からは、ホームページ、広報紙、回覧版、生涯学習情報誌などから福祉及び地域の情報を発信しているほか、保育所、幼稚園、学校からの各種便り、申請や相談の際の情報提供を行っています。
- 社協からは、主に社協だより「やさしい手」、支部社協だよりの発行のほか、職員が地域に出向いて地域福祉活動や地域資源の周知も図っています。
- 平成22年度からは、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス。インターネットを通じて人と人のコミュニケーションを図るサービス）による情報提供を市で行っています。
- サービスや相談場所を知らないために必要な支援を受けていないケースなどを改善するため、福祉サービスの情報を必要とする人やその家族に着実に伝わる情報発信の方法を検討する必要があります。
- 市民に福祉情報にふれる機会を増やすことや、ボランティアに興味のある市民に具体的な活動を知らせることで、「それならできる」という“気づき”を促すような情報提供も必要です。

■市民アンケート「市内における福祉情報の入手のしやすさ」（%。n=回答者数）



◇◆5年間の主要事業◇◆

(1) 効果的な情報発信の実施

事業	主体	概要
①福祉・地域情報の発信	市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉推進体制の周知 ○ 分野毎の情報提供の継続 ○ スマートフォンなどの情報端末機器の活用も含め、効果的な情報発信方法を検討
②地域福祉活動に関する情報発信	社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社協だより「やさしい手」の発行 ○ 支部社協だよりの発行 ○ ボランティアだよりの新規発行 ○ 地域活動・事業の情報発信 ○ 社会資源の紹介・周知 ○ SNSの活用 ○ ホームページ ○ アウトリーチによる情報発信

(2) 地域資源を活かした情報発信の充実

事業	主体	概要
①地域資源を活かした情報の発信	市 社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員、関係団体、サービス事業所、医療機関などからの情報提供（多様なルートからの情報発信） ○ 市民リポーターの活用（地域行事などを市民が取材し、作成した記事をブログ、市ホームページ、広報紙に掲載）
②地域行事やイベントを通じた情報の発信	市 社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多くの市民が参加する地域行事やイベントにおける福祉情報の発信 ○ ボランティア活動の“気づき”を促す情報発信

◇◆主要事業の活動目標◇◆

項目	現状	目標
新たな情報発信方法の開始 (市・社協)	—	平成30年度 方法検討 平成31年度 開始

市民の声・事業データ

◆◆市民自身にできること（地域懇談会の意見から）◆◆

- 困ったこと、不安なことは、まず誰かに聞いてもらう
- 自分の病気や障がいが気になっても、できる範囲で周りの人と接する
- 周囲が病気や障がいのことを正しく理解する
- 人と話をする時は、ゆっくり、根気よく、聴くようにする
- 地域の大人が子どもを見守る



◆◆地域にできること（地域懇談会の意見から）◆◆

声掛け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域であいさつ運動を行う ○ 自治会役員、民生委員・児童委員などの立場からではなくて、近所・知人として対等に接する
交流	<ul style="list-style-type: none"> ○ 朝のラジオ体操（地域みんなで！） ○ お祭り、行事で交流する ○ 気軽に誰でも参加できる「通いの場」のPR ○ 集会所、空き店舗を利用して関わり合い（お互いを知り、学び合う）を持つ場所、時間をつくる ○ 空き家活用を地域（自治会）で計画する
活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 若妻の会や父親の会など、若い人が入れる会を地域でつくる ○ 認知症の勉強会を行う ○ 老老介護の体験談を話したり、聞いたりする機会をつくる ○ 見守り隊をつくり、訪問する ○ 自治会行事への参加にポイントを付けて、お祭りなどでの景品交換や飲食代に利用できるようにする

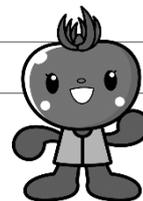
◆◆事業データ（実績値）◆◆

施策 1-1	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
福祉模擬体験の開催数	1 回	0 回	1 回
認知症サポーター養成講座の開催数	15 回	17 回	17 回
キタガク（地域学講座）の開催数	206 回	198 回	226 回
人権教育研修の開催数	2 回	2 回	2 回
学校と福祉施設との交流活動の実施回数	2 回	3 回	4 回
福祉協力校	14 校	15 校	14 校

施策 1-2	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
健康増進センターの体操教室の開催数	72 回	102 回	76 回
児童館の利用者数	44,190 人	106,316 人	95,913 人
子育て支援センターの利用者数	26,805 人	27,152 人	23,670 人
サロン活動の開催数	—	21 回	33 回
きたもと福祉まつりの参加団体数	37 団体	37 団体	37 団体
支部社協の世代間交流の実施回数	6 回	6 回	6 回

施策 1-3	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
市の広報紙の発行回数	12 回	12 回	12 回
生涯学習情報誌の発行回数	1 回	1 回	1 回
社協だより「やさしい手」の発行回数	4 回	4 回	4 回
支部社協だよりの発行回数	7 回	7 回	8 回

※事業データは実績値であり、事業を推進していく上での参考とするために記載しています。



◎コラム ～ 地域に広がるサロン活動 ～

社協では、仲間づくりや生きがいづくり、孤立防止などを目的に、地域住民が気軽に集まり、おしゃべりができる「サロン」の開設や活動を推進しています。

サロンを通して「いつもサロンに来ている人が、最近、来ないから連絡してみよう」「家に引きこもりがちの人がいるから、誘ってみよう」など、ご近所の方が気にかける支え合いの輪が広がっています。

市内では、学校の空き教室を利用した子育てサロンや、ご自宅を開放しているサロンもあります。

今後も、それぞれの地域住民の身近な生活圏内に「サロン」を開設し、継続的な活動の支援をしていきたいと考えています。



(地域交流サロン)



(地域交流サロン)

目標 2 多様な担い手が活躍する仕組みづくり

◆◆施策の全体像◆◆

目標 2 多様な担い手が活躍する仕組みづくり

市の課題	施策の視点	推進施策
<p>○市の地域福祉分野の最重要課題は「担い手問題」である。</p> <p>○地域活動の大切さは認識しているが、なかなか参加に踏み出せない“心理的なハードル”がある。</p> <p>○新規参加者の少なさと、同じ人が複数の役員を兼任する“二極化”がみられる。</p> <p>○市民が地域福祉活動に参加するモチベーション（動機付け）を後押しする方策が必要である。</p>	<p>○地域福祉活動に直結する即戦力と専門的な人材養成</p> <p>○長期的な視点からの担い手育成</p>	<p>施策 2-1 幅広い地域福祉の担い手の育成</p>
	<p>○地域活動に意欲的な担い手を掘り起こし、「認識から実践」に一步踏み出す“きっかけ”の拡大</p> <p>○ボランティア活動を支える拠点の機能強化</p> <p>○ボランティア団体への支援の充実</p>	<p>施策 2-2 担い手が活躍する機会の充実</p>

◆◆5年間の方向性（基本目標の再掲載）◆◆

地域福祉の基盤として、少子高齢化の中で深刻化する担い手問題の解決を目指すため、意欲的な市民や企業を掘り起こす新しい担い手育成策を実施するとともに、多様な担い手が地域で活躍する機会の充実を図ります。

施策 2-1 幅広い地域福祉の担い手の育成

地域福祉分野の最重要課題である「担い手問題」の解決に向けて、地域主体の支え合い活動の担い手確保、長期的な視点からの担い手育成、専門的な福祉人材の確保と技能向上を図ります。

(市の現状)

- 社協では、地域主体のサロン活動や市民同士で助け合う生活支援サービスの担い手の確保に向けて、養成講座を実施しています。
- 市では、専門的な人材を養成する研修事業とともに、意欲のあるシニア世代（概ね 50～60 歳代）が地域活動や福祉活動の担い手となるよう、養成講座を実施しています。
- 地域福祉活動を継続していくには、新しい担い手を確保し、現在の担い手一人ひとりにかかる過度の負担を軽減することが重要です。また、地域資源のひとつである福祉サービス事業所では深刻な人材不足に陥っています。

◇◆5年間の主要事業◇◆

(1) 地域主体の福祉活動を支える担い手の確保

事業	主体	概要
①地域課題解決型担い手養成講座の開催		
担い手養成講座（初級）	社協	○ 地域の支え合い活動に参加する担い手を育成するための講座開催
担い手養成講座（専門）		○ すでに地域支え合い活動に参加している市民向けのスキルアップ講座開催
サロン立上げ講座		○ サロン活動に興味がある個人・団体にサロンの意義、活動内容の紹介を行い、活動へとつながる講座開催
サロン担当者研修		○ レクリエーション研修や世話人を集めての情報交換を実施
助け合い活動入門講座		○ 「家事援助サービス」「ちょこっと困りごとサービス」「移動支援サービス」など、生活支援サービスの担い手養成講座
見守り活動担い手養成講座		○ 地域の見守り活動に参加する担い手育成講座開催

事業	主体	概要
②夏のボランティア体験	社協	○ 夏休み期間、小・中・高生を中心にボランティア体験や講座を開催
③小・中・高校での福祉体験	社協	○ 学校において車椅子や点字、手話の講座、高齢者疑似体験などを実施
④支部福祉委員研修	社協	○ 福祉施設訪問や地域福祉講演など、各支部で実施
⑤手話奉仕員養成講習会事業	社協	○ 市民を対象に手話初心者講習会を実施

(2) 担い手になるきっかけづくり、専門的な人材の確保

事業	主体	概要
①専門的な福祉人材の養成・確保		
専門職種への支援	市	○ 福祉サービス従事者の資質向上を図るための研修会・事例検討会を実施
保健・医療・福祉分野 専門職養成支援		○ 准看護学校への補助金交付 ○ 看護師や保健師などの市内実習受け入れ支援 ○ 准看護学校生の市内就職支援
介護人材の確保		○ 就職相談会の開催支援 ○ 就職相談会の周知
②アクティブシニア 社会参加支援事業	市	○ 元気な高齢者から介護事業所やNPO法人で働ける担い手を養成 ・講演会、相談会の開催 ・スキルアップセミナーの開催

◆◆主要事業の活動目標◆◆

項目	現状	目標
生活支援サービス担い手数	50人 (平成28年度)	160人 (平成34年度)
アクティブシニア社会参加支援事業の参加者数	延べ945人 (平成28年度)	延べ1,050人 (平成30年度)

施策 2-2 担い手が活躍する機会の充実

地域福祉活動に参加する市民のモチベーション（動機付け）を高め、地域福祉活動に意欲的な担い手を掘り起こすため、多くの分野と連携し、市民が地域で活躍する機会の充実と、ボランティア活動の活性化を図ります。

（市の現状）

- 学校教育での地域住民の参加を前提とする活動や、介護分野での地域住民主体の介護予防活動が増えています。
- 様々な分野で従来の「ボランティア」というイメージとは異なり、地域住民と「一緒に活動する」ための仕組みが増えています。
- 社協で運営するボランティアセンターでは、ボランティア育成プログラムの作成、ボランティアコーディネーターとボランティア相談員によるボランティア活動の支援やマッチングを行っています。
- ボランティア連絡会は、幅広い視点で各主体が活動していくため、市内のボランティアグループ相互の交流を通じた地域課題の共有を図っています。
- 福祉に関する様々な生涯学習の機会としてのボランティア活動や地域貢献活動を通して、活動を行う担い手の社会参加や生きがいにつなげていくことが大切です。

◇◆5年間の主要事業◇◆

（1）多様な分野における活動機会の充実

事業	主体	概要
①学校活動	市	○ 地域住民による学校での活動機会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校応援団 ・放課後子ども教室 ・学力向上推進事業 （学習支援スタッフ） ・地域活動室事業
②障がいのある人が活動できる機会の支援	市	○ 関係団体と連携し、障がい者自身の活動機会の拡充支援（芸術文化やスポーツ活動、手話講座の講師、ピアカウンセリングなど）
③介護予防・日常生活支援総合事業（高齢者介護予防）	市	○ 介護予防事業の運営スタッフとして、地域住民の参加促進
④シルバー人材センター支援事業	市	○ 高齢者の技能を活かした地域貢献機会の提供

(2) ボランティア活動の活性化

事業	主体	概要
①ボランティアセンターの機能強化		
ボランティア情報発信	社協	○ ボランティアセンターだよりを発行し、ボランティア関係者や市民に対してボランティア活動の周知を行う
ボランティア入門講座		○ ボランティア活動に携わるきっかけづくり講座
ボランティア専門講座		○ 入門講座参加者、すでにボランティア活動や支え合い活動に参加している人の実践講座（複数開催）
ボランティア登録		○ 講座参加者などを登録に結び付け、担い手を確保する ○ 登録ボランティアとニーズのマッチングの向上
ボランティアとの連携		○ 登録団体・個人への情報発信 ○ 登録団体・個人とのワークショップ開催 ○ ボランティア連絡会との連携 ○ 小・中学校との連携
ボランティア団体活動支援		○ ボランティアニーズに合わせたボランティア団体立上げ支援 ○ 登録団体に対する活動支援を行う（補助金の交付など）
ボランティアのマッチング		○ ボランティア活動をしたい人とお願いしたい人の結び付け強化 ○ 施設・団体・企業などのボランティア依頼に対応するマッチング機能の向上

◆◆主要事業の活動目標◆◆

項目	現状	目標
社会参加をしていると回答した市民の割合	未実施 (平成 28 年度)	50% (平成 34 年度)
地域で支え合う活動への市民の参加意向の割合	39.0% (平成 29 年度)	50% (平成 34 年度)
ボランティア登録者数	117 人 (平成 28 年度)	150 人 (平成 34 年度)

市民の声・事業データ

◆◆市民自身にできること（地域懇談会の意見から）◆◆

- 元気な市民は、若いも若きも地域の活動に参加する
- 会社を退職した後、人生経験を地域で活かす
- 子どもと一緒に大人も地域の行事に参加する
- 気が向いた時だけでも気軽に地域の活動に参加する



◆◆地域にできること（地域懇談会の意見から）◆◆

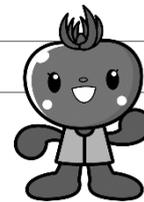
動機 付け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行事に対する敷居を低くする（参加しやすくする） ○ 退職した男性の集まる機会をつくる、地域デビューを支援する ○ 元気な高齢者に役割を担ってもらい、やる気を引き出す ○ 地域独自に活動参加のメリットを研究する（ポイント制など）
活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域便利屋の組織を創設する ○ 見守りチームの育成 ○ 地域によるPTAの応援団 ○ 下校ボランティアへの呼び掛けを繰り返し行う ○ 有償ボランティアを普及する

◆◆事業データ（実績値）◆◆

施策 2-1	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
介護支援専門員の研修会・事例検討会の開催数	5回	3回	4回
准看護学校への補助金交付	実施	実施	実施
アクティブシニア社会参加支援事業への参加者数	—	—	945人
サロン担当者研修の開催数	—	—	1回
夏のボランティア体験の開催数	17回	19回	18回
小・中・高校での福祉体験	19回	18回	17回
支部福祉委員研修の開催数	6回	6回	6回

施策 2-2	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
学習支援スタッフの登録者数	62人	63人	66人
シルバー人材センターの登録者数	379人	369人	365人
ボランティア専門講座の開催数	2回	3回	4回
ボランティア登録者数	87人	104人	117人
ボランティア団体補助金交付団体数	6団体	6団体	6団体

◎コラム ～ 住民の手による生活支援 ～



平成 16 年当時、公団地域では、ほかの地域より比較的早く、住民の高齢化が進み、掃除・洗濯、ゴミ出しや電球の交換などの家事を困難と感じる高齢者が増えていました。これらの家事は、介護保険制度における訪問介護（ホームヘルプ）を依頼するほどのものではなく、周囲の“ちょっとした手助け”があれば、こなせるものがほとんどでした。「今後、さらに高齢者が増えていくことが予想され、それに比例するように、家事をこなしきれない高齢者も増えていくのではないかと、自治会役員は危機感を募らせていました。

そのような中、地域内を刮目すると、公団地域には元気で活動的な高齢者もたくさんいました。活動的な高齢者を活用し、「住民同士による生活上の援助を行う仕組みをつくれぬか」と、自治会役員は協議を重ね、制度化へ向けて動き始めました。こうした自主的な取り組みへの賛同者は多く、支部社協や民生委員・児童委員、商店街、老人クラブなどの協力を得つつ、公団地域全体で取り組む機運が高まっていきました。

サービスの開始後は、「昭和の時代」を知る高齢者を中心に、近隣同士で助け合う生活支援サービスが浸透していくことに時間はかかりませんでした。この過程において、住民同士で「お互い様」といえる雰囲気醸成されていったことが、このサービスの活性化を後押ししました。

実際、住民からは、「とても助かっている」や「わたしにもお手伝いできることはないか」との声が自治会に多く寄せられているといいます。「住民同士ができることを通じての地域貢献やサービス提供時に交わされる会話が、それぞれの日常生活を豊かにする一助となっていることは間違いない」と自治会役員は胸を張ります。

住民が安心して日常生活を送るために、今後も住民の手による取り組みを通じて地域をつくっていくことを、公団地域は目指しています。

☆生活支援の会（公団地域）

【概要】

掃除・洗濯、買い物、ゴミ出しなどを行うことが困難な住民に対し、周りの住民が支援を行う仕組み。自治会主導で利用者と提供者を募集し、そのマッチングを行う。

【利用料】 30 分につき 250 円

【利用実績】 サービス提供会員 36 人

利用件数 533 件（平成 28 年度）



（新春茶話会）

目標 3 みんなが主役になる地域福祉の推進

◆◆施策の全体像◆◆

目標 3 みんなが主役になる地域福祉の推進

市の課題	施策の視点	推進施策
<p>○公的なサービスや縦割りの支援では対応できない「ちょっとした困りごと」が、生活のしづらさにつながる。</p> <p>○地域にある資源を活用して、市民や地域主体のお互いを支え合う取り組みが重要である。</p> <p>○担い手不足により、自治会や支部社協などの活動が難しくなっている。</p> <p>○高齢化や核家族化が進む中、権利擁護や虐待防止への一層の取り組みが必要である。</p>	<p>○少子高齢社会を背景とする福祉ニーズや「ちょっとした困りごと」に対し、市民の意欲とアイデアを応援する事業の充実</p> <p>○近所の困りごとを「自らのこと」と捉え、支え合いの「輪」が広がる取り組みの充実</p>	<p>施策 3-1 協働による地域福祉活動の推進</p>
	<p>○地域に深く根付いている自治会やコミュニティ委員会の活動への支援</p> <p>○新しい地域活動を創出する事業の充実</p>	<p>施策 3-2 市民活動を支援する仕組みの推進</p>
	<p>○地域において差別、偏見、虐待をなくす対策の充実</p> <p>○権利擁護制度の一層の普及</p>	<p>施策 3-3 みんなで作る人権尊重社会の推進</p>

◆◆5年間の方向性（基本目標の再掲載）◆◆

地域福祉の基本となるお互いの人権を尊重する地域を形成します。その上で、市民や地域の主体的な活動を支援する仕組みの構築と各主体が一体となる取り組みを促進し、地域福祉に参加することに喜びを感じられる地域社会を構築します。

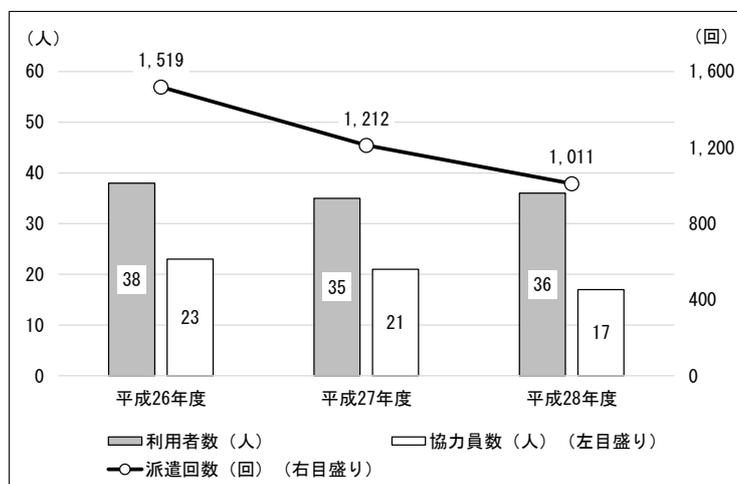
施策 3-1 協働による地域福祉活動の推進

公的なサービスで十分に答えることのできない市民生活の「ちょっとした困りごと」や、多様化・複合化する福祉ニーズに対応するため、多くの主体の参加を促し、協働による地域福祉活動の活性化を図ります。

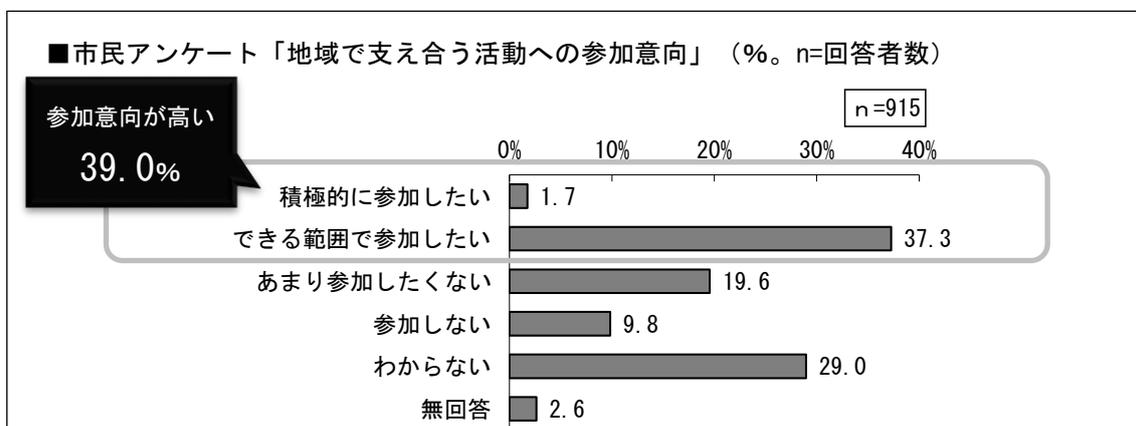
(市の現状)

- 北本市協働推進条例に基づく協働事業提案制度は、平成 26 年度の導入以降、4 件が実施されています（平成 28 年度末）。しかし、協働事業提案件数が伸び悩んでおり、提案のしやすい制度への見直しが必要となっています。
- 家事援助サービスは、支援の必要な利用者、サービスを提供する協力員、特典を提供する商工会（商店）が相互に益を得る仕組みです。現状は、担い手である協力員が不足するとともに派遣回数などが減少しています。
- 今後、高齢化が進行する中で、サービスを必要とする人が増加すると見込まれていることから、家事援助サービスなどの生活支援サービスの原動力である担い手の確保が求められています。
- 協働による地域福祉活動の活性化に向けた市内外の企業との連携や、個人情報活用法の研究などの解決すべき課題についても、地域住民と一緒に検討していく必要があります。

■家事援助サービスの利用件数の推移（件）



■市民アンケート「地域で支え合う活動への参加意向」（%。n=回答者数）



◆◆5年間の主要事業◆◆

(1) 協働による地域福祉活動の推進

事業	主体	概要
①協働事業提案制度	市	○ 先駆的かつ専門的な知見を有する市民などから地域課題解決の方法を提案してもらい、市と協働で取り組みを実施
②環境美化運動支援事業	市	○ 市の指定する期間に各自治会で美化運動を実施 ○ 市民と協働で公園や道路などの美化運動（アダプトプログラム）を実施
③ファミリーサポートセンター事業	市	○ 児童の預かりなどの支援をする人、支援を必要とする人との相互援助活動に関する連絡・調整
④ちょこっと困りごとサービス	社協	○ 地域における支え合いの輪を広げるため、地域住民が担い手となり、高齢者などの暮らしをサポートする
⑤家事援助サービス	社協	○ 地域住民が担い手となり、高齢者などの暮らしのサポートを行う ※活動の対価が商工会加盟店でのみ利用できる金券であるため、地域振興の一助となっている。
⑥地域懇談会の開催	社協	○ 計画の評価、地域課題の抽出・解決 ○ 地域における支え合いの仕組みづくりの検討
⑦市内企業との公益的取り組みの実施	市 社協	○ 企業と連携を図り、公益的取り組みの企画、事業実施
⑧地域活動に資する個人情報の保護と活用	市	○ 個人情報保護条例に基づく、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）を含む個人情報の厳格な管理 ○ 個人情報の活用の検討

◆◆主要事業の活動目標◆◆

項目	現状	目標
協働事業提案件数	4件 (平成26～28年度末)	8件 (平成29～平成32年度末)
ちょこっと困りごとサービス利用件数	未実施 (平成28年度)	500件 (平成34年度)

施策 3-2 市民活動を支援する仕組みの推進

担い手不足により、地域福祉活動の停滞が懸念される現状を踏まえ、地域に深く根付いている自治会、各公民館を拠点に活動を行う地域コミュニティ委員会への支援とともに、NPOなどの新しい市民活動の創出を進めます。

(市の現状)

- 自治会活動等支援事業は、自治会の活動や施設改修を助成しています。
- 地域コミュニティ委員会は、公民館を拠点とした日頃からの交流活動が緊急時の協力体制につながるなど、地域福祉の一翼を担っています。
- 市民アンケートでは、困った時に助け合う親密な近所付き合いをしている割合が平成23年調査の38.6%から13.4%に大きく低下しています。
- 近所付き合いへの考え方に変化がみられる中、各団体会員や行事参加者の減少、役員の負担増と担い手不足が顕在化しており、こうした市民活動の実態を踏まえた取り組みが求められています。

◇◆5年間の主要事業◇◆

(1) 地域福祉活動を担う市民への支援

事業	主体	概要
①自治会振興事業		
自治会連合会支援	市	○ 自治会員の親睦、各種団体との連携及び調整に係る活動を支援するために補助金交付
自治会振興交付金		○ 自治会活動振興のための交付金交付
自治会集会施設整備事業等補助金		○ 集会所施設などの整備を実施する自治会へ補助金交付
集会施設借地料補助金		○ 集会所施設の土地を借り上げて活動する自治会へ補助金交付
自治会加入促進		○ 北本市自治会連合会・埼玉県宅地建物取引業協会・市の三者による転入者への自治会加入促進 ○ 市・北本市自治会連合会で加入率増加へ向けた取り組みの検討・実施

事業	主体	概要
②コミュニティ振興事業		
コミュニティ協議会補助金	市	○ コミュニティ協議会運営に要する費用への補助金交付
地域コミュニティ委員会補助金		○ 各地域コミュニティ委員会への活動費支援
一般コミュニティ助成金		○ コミュニティ活動に必要な設備整備費を助成
③市民の公益活動への支援		
公募型補助金	市	○ NPO法人、ボランティア団体などの実施する公益的取り組み、社会貢献活動に対する一部補助
NPO設立支援		○ 法人設立マニュアルの配布・設立支援 ○ NPO法人設立費用の一部補助
④市民公益活動への支援	市	○ 情報交換会の実施 ○ パネル展などの開催
⑤サロン活動支援 ・高齢者サロン ・子育てサロン ・障がい者サロン	社協	○ サロンの立上げ、継続支援 ○ 情報交換会、研修会、地域活動に資する専門職派遣などの運営支援の実施

◆◆主要事業の活動目標◆◆

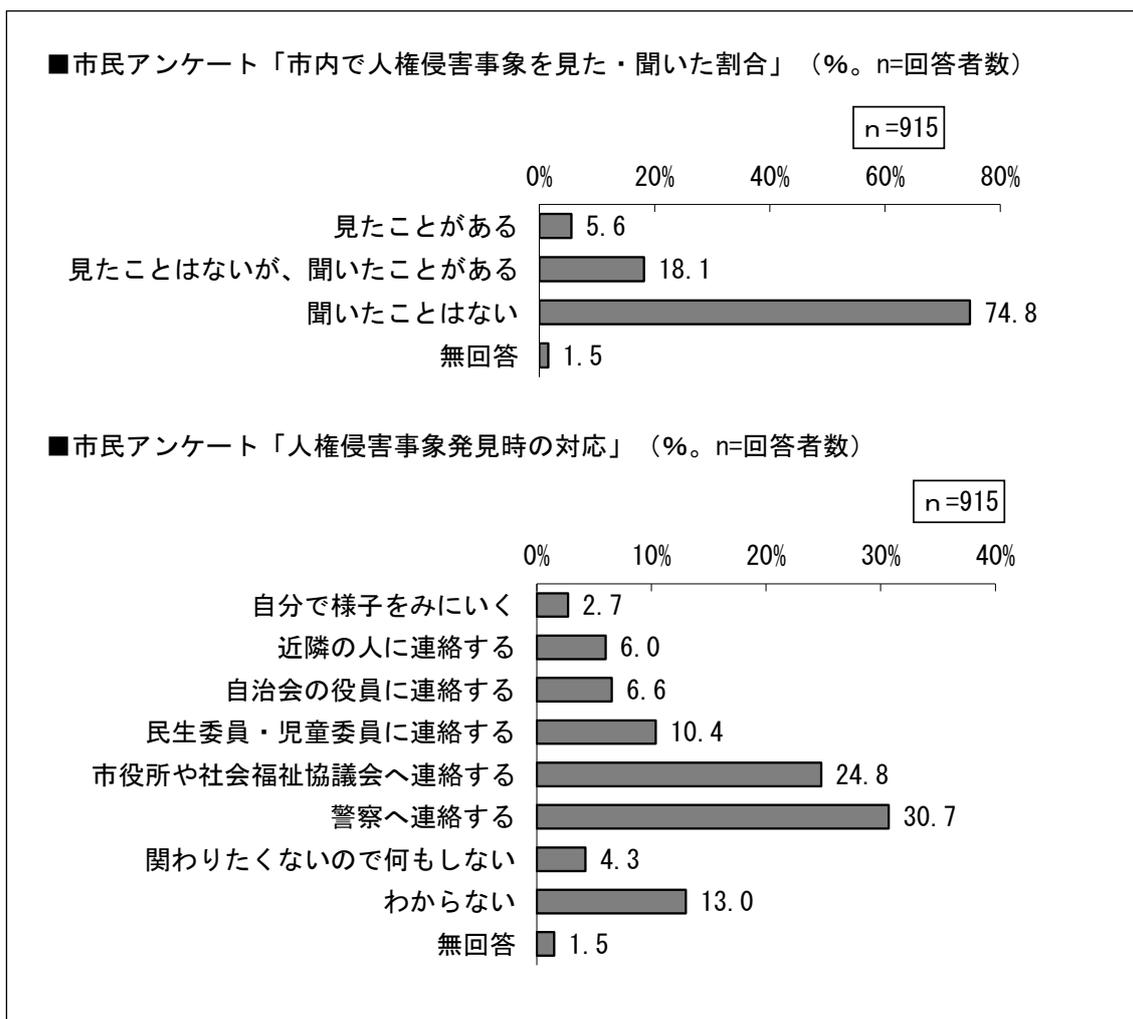
項目	現状	目標
自治会の加入率	77.1% (平成 28 年度末)	82.0% (平成 34 年度末)

施策 3-3 みんなでつくる人権尊重社会の推進

少子高齢化が進むこれからの地域社会において、重要性がさらに高まる人権を尊重する地域づくりの推進に向けて、全市を挙げて取り組む差別や偏見、虐待の防止対策と、権利擁護制度の一層の普及に取り組めます。

(市の現状)

- 子ども、障がい者、高齢者などへの虐待防止と早期発見に向けて、要保護児童対策地域協議会、自立支援協議会（障がい児・者。鴻巣市と共同設置）、地域ケア会議（高齢者）などを中心に取り組んでいます。
- 各組織では、実務者同士の情報共有と、個別ケースの対応検討を定期的に行っており、関係機関との連携も図っています。
- 支援の必要な人の権利を守る成年後見制度や福祉サービス利用援助事業を実施していますが、認知症の人などの増加に伴い、事業ニーズの高まりも予想されます。



◆◆5年間の主要事業◆◆

(1) 虐待、差別などの解消による明るい地域社会の創造

事業	主体	概要
①虐待防止対策の推進	市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待防止に向けた相談支援の充実 ○ 虐待防止に係る中核組織の強化 (参考) 主な中核組織 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ケア会議 ・ 要保護児童対策地域協議会 ・ 自立支援協議会 ○ 家庭内、学校、施設、職場などでの暴力やハラスメントの防止
②差別解消対策の推進	市	<ul style="list-style-type: none"> ○ あらゆる機会を通じた、障がい、病気、国籍、出自などによる差別の解消 (参考) 主な中核組織 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権推進審議会 ・ 障害者差別解消支援地域協議会

(2) 権利擁護制度の利用促進

事業	主体	概要
①権利擁護制度の利用促進	市	○ 成年後見制度利用支援事業
	社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勉強会などによる制度の周知 ○ 福祉サービス利用援助事業

◆◆主要事業の活動目標◆◆

項目	現状	目標
福祉サービス利用援助事業 契約者数	18人 (平成28年度)	30人 (平成34年度)

市民の声・事業データ

◆◆市民自身にできること（地域懇談会の意見から）◆◆

- 買い物やゴミ出しに困っている人に声を掛けてみる
- 外部との関わりを持たない人には、根気強く接する
- 子育て中の人や介護をしている人に、時々話し掛ける
- 何かのお知らせを伝える時は、やさしい言葉で簡潔に伝える



◆◆地域にできること・提案（地域懇談会の意見から）◆◆

日常的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分のできる小さなことから始める（行動する） ○ ゴミ出しの声掛け ○ 身近な地域レベルでのゴミ出し活動（低料金で） ○ 地域におけるボランティア隊（買い物、ゴミ出し） ○ 支援券（例えばゴミ出し券などを地域で発行する） ○ 複数の人でサポート隊を地域毎につくり、定期的に巡回する ○ ボランティアをまとめる会の結成（例：生活支援の会） ○ スーパーやコンビニに協力してもらい、移動販売開始
活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社協で始めた“ちょこっと手助け”をPRする ○ サロンの会場を増やし、参加しやすくする ○ 空き自動車を登録制にして、高齢者、通院、買い物に活用している事例がある ○ 障がい理解する勉強会、地域フォーラムの開催（車椅子体験、白杖体験、認知症体験など） ○ 障がい児が安心して遊べる場所が欲しい（例：おもちゃ図書館） ○ 高齢者支援者と障がい者支援者の相互の勉強会 ○ 空き家を借り上げ、地域の交流の場所として活用する ○ 会場の予約をとりやすくする

自治会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 役員の「大変さ」とともに、「楽しみ」も伝えるようにする ○ 自治会の楽しさ、自治会加入のメリットを伝えると加入してくれる（災害時のことなど） ○ 自治会の仕事を簡略化する ○ 自治会役員のメリットをつくる（報酬の検討など） ○ 相談役（地域調整役、コーディネーター）を配置する（市の財政負担あり） ○ 懇親会出席の一世帯毎に補助を出す ○ 会費の多段階化（ひとり暮らしは半額）
-----	--

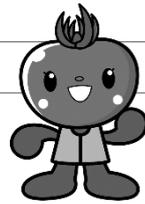
◇◆事業データ（実績値）◇◆

施策 3-1	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
協働事業提案件数	6 件	2 件	0 件
アダプトプログラム参加者数	1,741 人	1,695 人	1,704 人
ファミリーサポートセンターの支援者数	111 人	63 人	59 人
家事援助サービスの利用件数	1,519 件	1,212 件	1,011 件
地域懇談会の開催数	1 回	1 回	1 回

施策 3-2	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
自治会数	111 団体	111 団体	111 団体
自治会加入率	79.2%	78.1%	77.1%
地域コミュニティ委員会数	8 団体	8 団体	8 団体
市民公益活動団体数	89 団体	93 団体	91 団体
サロン活動の開催数<1-2 再掲>	—	21 回	33 回
公募型補助金件数	1 件	3 件	1 件

施策 3-3	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
虐待事案通報件数	74 件	37 件	29 件
福祉サービス利用援助事業の利用件数	8 件	9 件	18 件
権利擁護制度勉強会の開催数	0 回	1 回	1 回

◎コラム ～ 協働による地域福祉活動 ～



「協働」とは対等の立場で共通の目標に向けて協力することをいいます。市では平成 25 年 4 月 1 日に「北本市協働推進条例」が施行され、地域福祉活動など地域の身近な課題を市民と行政が協働して解決していく「協働事業提案制度」が定められました。この制度は市民なども協働事業を市に提案することができ、市民主役のまちづくりを目指しています。

「北本市協働推進条例」が施行されてから約 5 年が経ちますが、市民などから提案された事業は 8 件、成案化した事業はわずか 4 件となっています。件数が伸び悩んでいる理由は、提案から実施までの審査や調整などに時間を要するなど、制度面での複雑さも考えられますが、課題を抱えている市民などが制度を知らないことも理由のひとつと考えられるのではないのでしょうか。

課題解決に向けて、自分達の手でまちを良くしていこうという意識が多くの市民の中に広まらなくては、市民主役のまちづくりには近づけないでしょう。現在、市の広報紙に市民活動の紹介ページを設け、公益的な活動への関心を広げようとしています。地域福祉活動を始めるきっかけになるよう、今後も様々な情報提供を行っていきます。



(ボランティア体験)

目標 4 一人ひとりの安心と安全を守る地域づくり

◆◆施策の全体像◆◆

目標 4 一人ひとりの安心と安全を守る地域づくり

市の課題	施策の視点	推進施策
<p>○災害の少ない地域であるが、高齢化の進展などにより、支援を必要とする人の増加が予想される。</p> <p>○地域コミュニティの弱体化が予想される中、日常的にお互いを知る機会が増えることが、緊急時の相互支援につながる。</p> <p>○医療・福祉分野の人材不足が社会全体で深刻化している。</p> <p>○少子高齢化が進む中、安心した暮らしを支える基盤として、医療体制と福祉サービスの充実、生活環境の整備が必要となる。</p>	<p>○日常的に見守るための交流やネットワークの充実</p> <p>○緊急時に支援を必要とする人の情報把握と支援体制の充実</p> <p>○市民や関係機関の協力の下で災害時避難支援体制の強化</p>	<p>施策 4-1 支援を必要とする人を見守る活動の推進</p>
	<p>○保健・医療・福祉・介護・住環境の連携による、地域に適した地域包括ケア体制の整備</p>	<p>施策 4-2 暮らしを支えるサービス・活動の充実</p>
	<p>○交通事故や犯罪被害を未然に防ぐ取り組みと環境の整備</p>	<p>施策 4-3 安全な暮らしを守る地域環境の形成</p>

◆◆5年間の方向性（基本目標の再掲載）◆◆

地域福祉の最大のテーマである、市民一人ひとりが安心と安全を感じる地域づくりを目指すため、支援を必要とする人を支える環境づくり、暮らしを支えるサービスの充実を図ります。

施策 4-1 支援を必要とする人を見守る活動の推進

災害などの緊急時の市民の安全を守る地域づくりに向けて、緊急時に支援を必要とする人（※）の把握、関係者による情報共有、緊急時の避難支援体制の充実を図ります。

※緊急時に支援を必要とする人とは、重度の要介護認定者、障がい児・者、難病患者、ひとり暮らし高齢者、75歳以上のみの世帯など。

（市の現状）

- 民生委員・児童委員や支部社協の協力を仰ぎ、緊急時に支援を必要とする人の情報を市に集約し、支援につなげています。
- 北本市避難行動要支援者避難支援制度は、避難行動要支援者名簿を作成し、一人ひとりの避難支援計画（個別計画）を策定するものです。避難行動要支援者のうち、名簿提供の同意割合は3割となっており、今後は同意割合を増やしていくこと、個別計画策定を進めていくことが必要です。
- 自主防災組織設置率は51.4%です（111地区中、57組織。平成28年度）。

◆◆5年間の主要事業◆◆

（1）緊急時に支援を必要とする人の把握方法

事業	主体	概要
①避難行動要支援者名簿の作成	市	○ 住民基本台帳などと連動したシステムを活用した避難行動要支援者名簿の作成・管理の実施
②民生委員・児童委員活動	市	○ 日常的な活動を通じて、緊急時に支援を必要とする人の情報把握の促進
③情報の更新	市	○ 新たな転入者などの名簿への登録 ○ 転居、死亡などによる名簿からの削除

（2）緊急時に支援を必要とする人の情報共有

事業	主体	概要
①避難行動要支援者名簿への同意促進	市	○ 緊急時に支援を必要とする人に対する働き掛けによる同意書の収集

(3) 緊急時に支援を必要とする人の支援活動の推進

事業	主体	概要
①見守り・助け合い活動		
高齢者等見守りネットワーク事業	市	○ 協力者の事業活動や地域の日常生活の中で高齢者などの異変が見受けられた場合に、市や地域包括支援センターへ連絡をもらい、支援につなげる
身近な地域での見守りネットワークサービスの創設	社協	○ 地域懇談会・座談会の実施 ・小地域における社会資源、ニーズなどの把握、サービスや助け合い活動の創出 ○ 要支援者などのマップづくり ・身近な地域における社会資源、ニーズなどのマップづくり
緊急時通報システム事業	市	○ 75歳以上のひとり暮らし、75歳以上の日常生活に注意を必要とする人を対象に、無線発信機及び緊急通報電話機を設置し、ボタンひとつで救急車の出動要請ができるシステム
安心カード	社協	○ 高齢者、障がい者対象の見守り事業 ・冷蔵庫に緊急連絡先などの情報を保管し、緊急時に活用する
福祉委員の配置	社協	○ 見守り活動などを通じて、緊急時に支援を必要とする人の異変発見、連絡通報
②緊急時（災害時など）に備えた対策	市	○ 避難行動要支援者の避難方法などを定める個別計画の策定 ○ 福祉避難所の設置（協定締結）、運営方法の検討

◆◆主要事業の活動目標◆◆

項目	現状	目標
身近な地域での見守りネットワークサービスの創設	3地域 (平成28年度)	8地域 (平成34年度)
避難行動要支援者名簿への同意割合	31% (平成28年度末)	50% (平成34年度末)

施策 4-2 暮らしを支えるサービス・活動の充実

一人ひとりが安心して暮らすことのできる福祉環境に向けて、利用者本位のサービス・事業が提供される環境づくり、事業者や医療機関、学校など関係機関の連携による個別ニーズに応じた生活支援サービス・活動の充実を図ります。

(市の現状)

- 増加が続く要介護認定者の在宅支援を進めるため、地域包括支援センターを中心とする地域包括ケアシステムの充実を図っています。
- 障がい児・者の自立を支援する関係機関の連携を図る組織として、自立支援協議会を鴻巣市と共同設置しています。
- 少子高齢化や働き方の多様化などに伴い、福祉サービスへのニーズはますます多様化・複合化すると予想されます。今後は地域の実情に即して、ニーズに応じたきめ細かな支援を行う事業者の確保や、関係機関の連携体制の強化が必要になります。
- そのため、子育て支援センターの機能強化や地域における障がい者の相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターの設置を含め、市内の相談支援体制の強化を検討しています。
- さらに、全国的に福祉分野の人材不足が深刻化していることから、福祉サービスを提供する事業者の確保に向けた支援や環境づくりも必要です。

■医療・福祉サービスや支援を利用している（または必要とする）人数の推移（人）

	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
保育所利用者数	512	576	613	736
要支援・要介護認定者数	775 (平成 13 年度)	1,375	1,887	2,494
障害者手帳交付者数 (身体・知的・精神)	1,891	2,204	2,505	2,815
難病助成受給者数	集計なし	集計なし	集計なし	516

出典：北本の統計

◇◆5年間の主要事業◇◆

(1) 利用者本位のサービス・事業が提供される環境づくり

事業	主体	概要
①サービス事業者の育成・参入促進	市	○ 市内で少ないサービス及び事業の提供に向けた、市内を中心としたサービス事業者への働き掛け ○ サービスの質を高めるための支援
②医療環境の充実と連携強化	市	○ 病診連携、地域医療の推進 ○ 医療と介護の連携など、期待される医療環境に向けた関係機関との連携強化
③各分野の中核組織の体制強化 ・地域包括支援センター ・子育て支援センター ・障がい者相談支援体制	市	○ 各組織の機能向上（専門支援機能、拠点機能、マネジメント機能、情報発信機能など）

(2) ニーズに応じた生活支援サービス・活動の推進

事業	主体	概要
①社会福祉法人による地域福祉活動（地域貢献）の推進	市	○ 公益的な取り組みの推進 ・緊急時に支援を必要とする人の避難所設営 ・地域住民向け在宅介護勉強会の開催 ・地域住民との交流会 ・チャレンジ学習事業 ・中学生による職場体験 ・小学生との図書交換事業
	社協	○ 地域貢献活動の推進 ・移動支援活動 ・福祉避難所として施設の活用（協定締結） ・地域の居場所として施設の開放 ・学校との交流事業
②交通システムの充実	市	○ デマンドバスの運行

◇◆主要事業の活動目標◇◆

項目	現状	目標
地域ケア会議開催回数	地域包括 4 圏域中 2 圏域合同で月に各 1 回 (平成 28 年)	地域包括 4 圏域毎 に月 1 回 (平成 34 年度)

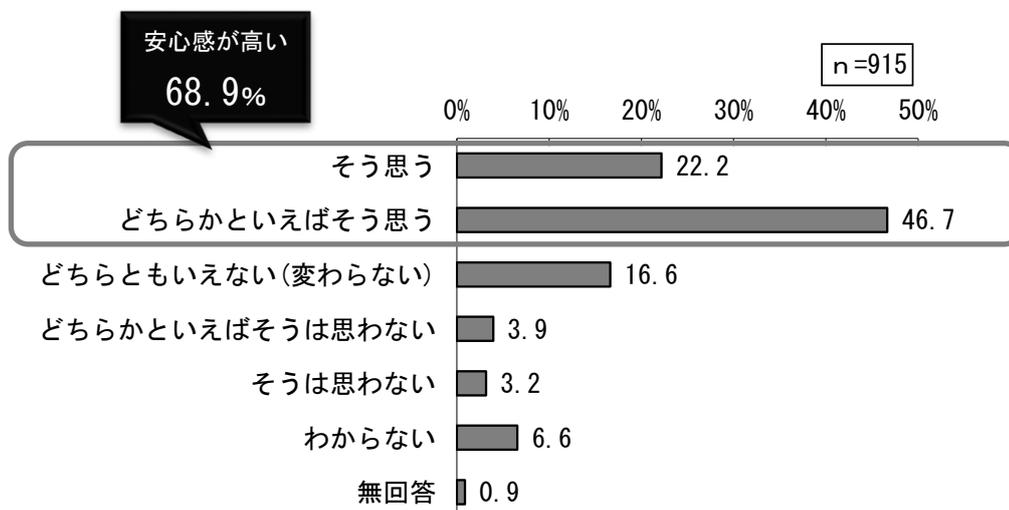
施策 4-3 安全な暮らしを守る地域環境の形成

交通事故や犯罪被害を未然に防ぎ、市民が安全に暮らすことのできる環境づくりに向けて、市民や関係団体と一層の連携を図ります。

(市の現状)

- 自主防犯団体の活動支援に向けて、パトロール用品（反射ベスト、腕章、合図灯など）の配付、地域防犯推進委員研修会を実施しています。
- 毎週木曜日、青少年指導委員による巡回指導を行っています。また、定期的に各地域の状況や生徒指導上の課題などの情報交換を行っています。
- 消費者被害の未然防止に向けて、専門資格を有する消費生活相談員による消費生活相談、啓発用リーフレットの全戸配布などを実施しています。
- 公園、道路、公共施設においては、国や県と連携し、誰でも使いやすいユニバーサルデザインを踏まえた計画的な整備を進めています。

■市民アンケート「安心して暮らすことのできる地域と感じている割合」（%。n=回答者数）



◇◆5年間の主要事業◇◆

(1) 地域の安全な暮らしを守る取り組みの推進

事業	主体	概要
①協働での地域安心・安全推進事業	市	○ 人口動態統計、警察統計、救急搬送データで怪我や事故などの発生動向を把握し、その予防のための具体的取り組みを企画・実践
②犯罪のない安心・安全な地域づくり事業	市	○ 防犯講話、警察などと連携したキャンペーン、防災行政無線や北本メールを活用した犯罪発生抑止対策を実施
③青少年指導委員巡回指導・連絡調整会議運営事業	市	○ 市内各地域の巡回指導を行う青少年指導委員活動への支援を実施 ○ 活動内容の情報交換を行う連絡調整会議を開催し、連携を図る
④消費生活支援	市	○ 悪質な訪問販売、振り込め詐欺などの犯罪被害の未然防止に向けた啓発 ○ 相談窓口の周知
⑤ユニバーサルデザインの推進	市	○ 公共施設・設備のバリアフリー化
⑥災害ボランティアセンター立上げ訓練	社協	○ 市民を対象に災害時のボランティア対応、協力体制を円滑に行うため訓練を実施

◇◆主要事業の活動目標◇◆

項目	現状	目標
「安心して暮らすことのできる地域と感じている」と回答した市民の割合	68.9% (平成 28 年度)	80% (平成 34 年度)

市民の声・事業データ

◆◆市民自身にできること（地域懇談会の意見から）◆◆

- 万が一に備えて、避難行動要支援者名簿に登録する
- 自転車、自動車の安全運転を心掛ける
- 通学路では徐行運転を心掛ける
- 住まいや周りで、どのような災害が起きるかを想像して備えておく
- 危ない場所には近付かない
- ひとりで悩まず、必要を感じた時は、他者の知恵を借りるようになる



◆◆地域にできること・提案（地域懇談会の意見から）◆◆

子どもの安全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「子供110番の家」を目立つようにする ○ 自治会館などの身近な施設を遊び場に使えるようにする ○ 空き地・空き家を有効活用して遊び場所をつくる ○ 登下校の時の子どもの見守り活動 ○ 自転車マナーの徹底
防災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の避難所の確保をする（徒歩で行ける場所） ○ 災害時の助け合い（高齢者、障がい者）マップをつくる ○ 障がい者、高齢者の名簿をつくっておく ○ 独居、高齢夫婦マップ、対応マニュアルをつくる
情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て情報をメールで教えてもらえるシステム導入 ○ 地域イベントのメールマガジン配信 ○ 駅構内掲示板に子育て情報 ○ 情報交換の場をつくる ○ 障がい児の親同士のつながりをつくる ○ 目の不自由な人に情報を届ける声の広報をボランティアが担う ○ 地域で困りごとのアンケートをとる ○ 個人情報の利用に市と団体のルールを定める

◆◆事業データ（実績値）◆◆

施策 4-1	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
避難行動要支援者の同意数	—	395 人	1,578 人
高齢者等見守りネットワーク参加数	26 団体	36 団体	38 団体
緊急時通報システム利用件数	787 件	769 件	783 件
福祉委員数	540 人	515 人	524 人

施策 4-2	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
高齢福祉サービス事業所数	—	—	50 箇所 <small>平成 29 年度時点</small>
障がい福祉サービス事業所数	18 箇所	—	22 箇所
デマンドバスの利用者数	21,758 人	25,773 人	27,813 人

施策 4-3	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
青少年指導委員数	37 人	37 人	37 人
青少年指導委員の巡回指導日数	40 日	40 日	40 日
消費生活相談員数	2 人	2 人	2 人
消費生活相談の開催日数	244 日	244 日	243 日



◎コラム ～ 災害時に試される地域社会の力 ～

日本各地で毎年のように災害が起こっており、そのたびに様々な人的・物的被害が発生しています。特に避難が必要になるような災害の場合には、誰一人として逃げ遅れることのないよう、適切な情報提供や具体的な避難行動への支援が求められます。

また、避難所や被災した自宅での避難生活、そして復旧・復興の際にも、高齢者・障害者・妊産婦・小さな子どもなどが抱えがちな様々な生活課題を最小限に抑えるために、これらの方々に十分配慮した支援の方法を、災害が起こる前から準備しておく必要があるでしょう。

本計画の目標4には、「一人ひとりの安心と安全を守る地域づくり」を、そして施策1には「支援を必要とする人を見守る活動の推進」を掲げました。普段から地域住民同士が知り合い、また支援が必要な方への配慮について十分な理解と協力体制を作っておくことが大切なことは、全国各地における被災地の経験からも明らかです。

災害が起こったときに、地域社会の力が試されます。そして災害が起こらなくとも、このような備えを通じた住民同士の関わり合いが、普段の生活に彩りと豊かさをもたらすことにもなるでしょう。

ぜひ、みなさんで一緒に取り組んでいきましょう。



(かまどだき)

目標 5 公民協働の地域福祉推進体制の強化

◆◆施策の全体像◆◆

目標 5 公民協働の地域福祉推進体制の強化

市の課題	施策の視点	推進施策
○少子高齢化、核家族化、地域とのつながりの希薄化が進む中、市民が直面する生活上の「様々な不安」への体制強化が必要である。	○生活上の「様々な不安」（地域課題）を早期発見（把握）し、関係機関からの支援につなげる、新たな体制の構築	施策 5-1 地域福祉推進体制の構築
○多岐にわたる福祉課題を市民・地域・関係機関で共有し、関係機関が一体となって継続的に改善に取り組んでいく機能強化が必要である。	○地域組織と専門組織が重層的かつ効果的にそれぞれの役割を果たすための機能と連携の強化	施策 5-2 地域福祉活動の拠点・組織の充実
○社会的に孤立状態にある人、制度の狭間において必要な支援を受けていない人に対し、包括的な支援体制の整備が必要である。	○経済的に、または精神的に課題を抱える市民への支援と、未然防止対策の充実	施策 5-3 幅広い生活課題への公民協働の推進

◆◆5年間の方向性（基本目標の再掲載）◆◆

地域福祉の推進母体となる公民協働による体制強化を目指すため、市と社協の緊密な連携と多様な主体のネットワーク化を進め、これからの時代に予想される様々な課題に迅速に対応できる連携体制を構築します。

施策 5-1 地域福祉推進体制の構築

市民一人ひとりの生活上の不安を早期発見し、関係機関の支援につなげるため、地域課題を積極的に発見・対応していくアウトリーチ（※）型の体制を構築するとともに、地域課題を解決するための連携体制の整備を進めます。

※アウトリーチとは、地域に出向いたり、訪問したりするなど、積極的に「手を伸ばす」ことによって、福祉課題の発見や解決方法を見出す考え方。市及び社協では、相談を「受ける」だけでなく、相談したい人を「見つける」取り組みを「アウトリーチ型」として進めていく。

（市の現状）

- 深刻な問題に直面している人が、自分から積極的に相談場所に出向くケースは少ないと想定されます。
- 従来は、こうした人を早期に発見し、支援につなげていく役割を地域のコミュニティが担っていましたが、これからは地域のコミュニティだけでなく、困っている人を「見つける」ために、新しい体制が必要となっています。

◆◆5年間の主要事業◆◆

（1）地域課題を積極的に発見・対応していくアウトリーチ型の新しい取り組みの推進

事業	主体	概要
①民生委員・児童委員への支援 （困っている人、事例を発見するための支援）	市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員と事例研究などを通じて、市民の生活課題を発見する体制を強化 ○ 発見した市民の生活課題への組織的な対応方法を周知
【新規】 ②地域福祉コーディネーター（※）の設置	市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉関係機関などへの定期巡回による地域課題の集約 ○ 地域組織との連携による生活課題を抱える人の発見 ○ 相談支援ネットワークの構築 ○ 新たな社会資源の創出 ○ 課題を発見するツールの検討・開発

※地域福祉コーディネーターは、公的サービスの対象とならないものの支援の必要な人、受けるべき支援を受けていない人、地域の困りごとなど、地域活動への参加から様々な課題を発見し、地域と一緒に「最適解」を見つけることを進める調整役。

(2) 地域課題を解決するための連携体制の整備

事業	主体	概要
<p>【新規】</p> <p>①地域毎に地域課題を 検討・解決していくための 体制を整備</p>	市 社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域課題の検討・解決の場 <ul style="list-style-type: none"> ・資源（人員、拠点、関係機関など）の明確化 ・地域課題に対して、各専門分野からの知見を活かした有効策の検討を実施 ・地域保健の活動組織、学校支援コーディネーターなど、各分野の実践者との連携を推進 ○ 地域での体制強化 <ul style="list-style-type: none"> ・既存団体のそれぞれの活動を地域課題の発見や解決に効果的に結び付けるため、連携やネットワーク化を推進 ・地域福祉コーディネーターを中心に、地域包括支援センター、自治組織、地域コミュニティ委員会、民生委員・児童委員、相談支援機関、支部社協などとの連携
②庁内部局の連携	市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 包括的な地域福祉推進体制を構築していくための有効策を庁内部局で検討 ○ 庁内各機関に寄せられる複合課題の集約

(3) 計画の推進体制

事業	主体	概要
<p>【新規】</p> <p>①地域福祉推進委員会の設置</p>	市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の進捗状況及び成果を評価 ○ 計画の推進に必要な事項を協議 ○ 次期計画の策定

◆◆主要事業の活動目標◆◆

項目	現状	目標
<p>【新規】</p> <p>地域福祉コーディネーターの設置</p>	未設置 (平成 29 年度末)	統括 1 名 地区担当 4 名 (4 地区に 1 名ずつ) (平成 34 年度末)
<p>【新規】</p> <p>地域内連携体制の整備</p>	未設置 (平成 29 年度末)	4 地区 (平成 34 年度末)

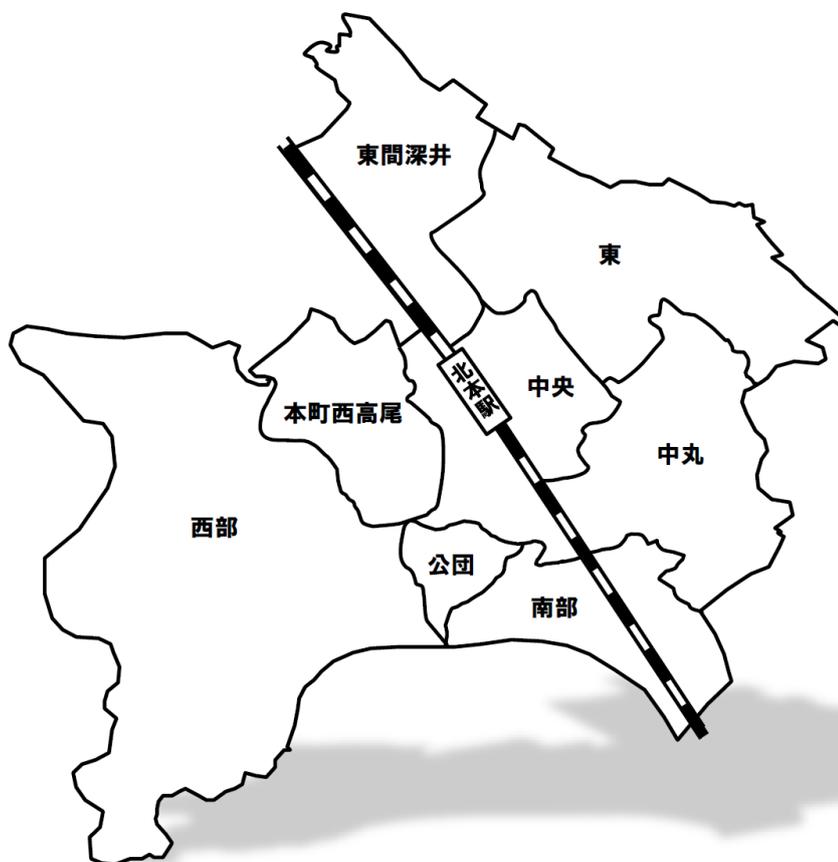
施策 5-2 地域福祉活動の拠点・組織の充実

多岐にわたる生活課題に対し、地域組織と専門組織が重層的かつ効果的にそれぞれの役割を果たすための機能と連携の強化に向けて、地域福祉の中核を担う拠点・組織の充実、支部社協の活性化、公民館活動との連携強化を図ります。

(市の現状)

- 高齢者を対象とする地域ケア会議は、地域包括支援センターを中心にケアマネジメント支援や、個別ケースの課題分析を通じて地域の福祉課題の解決に取り組んでいます。
- 自立支援協議会（障がい児・者）は鴻巣市と共同設置しています。協議会ではテーマ毎の専門部会を設置し、課題共有と改善策を検討しています。
- 地域では支部社協や地域コミュニティ委員会が活動しています。
- それぞれに役割を持つ組織活動が多岐にわたる福祉課題の解決に効果的につながるよう、既存の地域組織と専門組織同士のファシリテーション（円滑な合意形成）機能の強化が必要となっています。

■ 8つの地域区分（コミュニティ圏域）



◇◆5年間の主要事業◇◆

(1) 地域福祉の中核を担う拠点・組織の充実

事業	主体	概要
①地域福祉活動拠点の整備		
総合福祉センターの機能強化	市	<ul style="list-style-type: none"> ○ センターを拠点とした包括的な支援体制の構築 ○ 多世代交流事業の実施 ○ 福祉ニーズと地域課題に対応するためのボランティア育成
各分野の中核組織の体制強化 ・地域包括支援センター ・子育て支援センター ・障がい者相談支援体制 (施策 4-2 (1) 再掲)	市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各組織の機能向上 (専門支援機能、拠点機能、マネジメント機能、情報発信機能など)

(2) 支部社協の活性化、公民館活動との連携強化

事業	主体	概要
①支部社協の活動支援と連携強化	社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「福祉委員・福祉活動員の手引き」の改訂 ○ 備品貸し出し ○ 支部単位の地域福祉ネットワーク構築 ○ 会員募集、広報
【新規】 ②公民館活動と地域福祉活動の連携	市社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館を拠点とする地域福祉活動の展開 ○ 北本市コミュニティ協議会との連携強化 ○ 地域コミュニティ委員会との連携強化

◇◆主要事業の活動目標◇◆

項目	現状	目標
【新規】 公民館活動と地域福祉活動の連携	— (平成 28 年度)	8 地域 (平成 34 年度)

施策 5-3 幅広い生活課題への公民協働の推進

市民が直面する様々な生活課題に対応するため、国や県、関係機関、地域と連携し、市全体で困難な状況にある市民の早期把握と迅速な支援に取り組みます。

(市の現状)

- 近年、生活に困窮している人、地域で孤立状態にある人、制度の狭間において必要な支援を受けていない人などを社会全体で支援する必要性が高まってきています。
- こうした状況は、その背景に健康状態、家庭環境、経済状態などが複合的に絡みあって生活の困難さが増幅されているケースや、子どもの生活環境に影響を与えているケースなども考えられます。
- 様々な問題を抱えていても、福祉制度の狭間となってしまう、必要な支援を受けていない人もいると考えられます。

◆◆5年間の主要事業◆◆

(1) 生活に困窮している人への自立支援

事業	主体	概要
①自立相談支援	市	○ 生活相談の実施
②就労支援	市	○ 就労支援員の配置 ○ ハローワークとの連携による支援 ○ ひとり親家庭への支援 ・ 職業訓練促進給付金支給 ・ 教育訓練支援給付金支給
③計画的な支援	市	○ 個別自立支援プランの作成 ・ 福祉資金貸付 ・ 食糧援助（フードバンク） ・ あんしんセーフティネットなどの活用
④学習支援	市	○ 子どものための無料塾開催
⑤住居確保給付金の支給	市	○ 有期（3・6・9 ヶ月）の家賃相当額の支給（対象は、当面の住居に困っている市民）
⑥資金貸付	社協	○ 福祉資金 ○ 生活福祉資金

(2) 必要な支援を受けていない人の早期把握と迅速な支援

事業	主体	概要
①市民協働の自殺対策事業	市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺対策計画の策定 ○ 自殺予防ゲートキーパー養成研修 ○ 自殺予防街頭キャンペーン ○ ホームページによるメンタルヘルスチェックシステム ○ 自殺予防のための講演会の開催 ○ 子ども、若者、高齢者などの自殺予防に向けた関係機関と連携強化
【新規】 ②認知症初期集中支援チームの組織化	市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センター、民生委員・児童委員から地域住民情報を収集 ○ 対象者宅を訪問し、医療・介護支援につながっていない人をサービスへ結び付ける

(3) 地域資源の活用

事業	主体	概要
①地域の団体などと連携した自立支援の推進		
食糧援助	社協	○ 企業や団体などの協力によるフードバンク（※）の活用
あんしんセーフティネット	社協	○ 市内社会福祉法人による生活困窮者救済制度（社会貢献活動）

※フードバンクとは、包装の破損、過剰在庫、印字ミスなどの理由によって販売されない食品を企業などから寄付を受け、食品を必要としている団体や困窮世帯に無償で提供する活動。

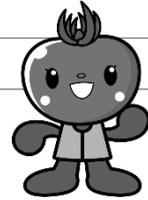
◆◆主要事業の活動目標◆◆

項目	現状	目標
自立相談の新規対応件数	155 件 (平成 28 年度)	165 件 (各年度)
【新規】 認知症初期集中支援チームの設置	未設置 (平成 28 年度)	チーム設置 (平成 30 年度)

事業データ

◇事業データ（実績値）

施策 5-3	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
自立相談支援件数	—	130 件	155 件
就労支援員数	—	1 人	1 人
個別自立支援プラン作成件数	—	4 件	27 件
子どものための無料塾の開催数	—	48 回	48 回
福祉資金の貸付件数	20 件	19 件	30 件
生活福祉資金の貸付件数	10 件	6 件	7 件
自殺予防ゲートキーパー養成研修の開催数	1 回	1 回	1 回
自殺予防ゲートキーパー登録者数	66 人	61 人	46 人
自殺予防のための講演会の開催数	0 回	1 回	1 回
フードバンクの利用件数	—	—	13 件
あんしんセーフティネット体制	実施	実施	実施



◎コラム

～ 地域福祉コーディネーターとともに、 市民全員で地域づくりを ～

目標 5 では「公民協働の地域福祉推進体制の強化」を掲げています。

これまでの目標 1～4 を地域で着実に展開するために、地域に根差した相談援助体制の整備、地域福祉活動の中核となる各地区の連携体制の充実、市役所内の各課や社会福祉協議会・民間事業所・民間団体を含めた様々な組織間の協働体制の構築を図ることを目指しています。

特に本計画では、北本市内を4つの区域に分け、その区域ごとに「地域福祉コーディネーター」を配置することとしました。この地域福祉コーディネーターは、担当地域の様々な生活課題を抱える方々に支援の手が届くために活動する役割を持ちます。具体的には、生活課題を抱える方々の発見、相談によるニーズの把握、公的なサービスやボランティアによる支援を受けるための働きかけや調整などを行います。これまで制度や組織の壁によって発見や支援が困難であった生活課題に対して、いわば制度や組織の「接着剤」となったり、「潤滑油」となったりする役割、それが「地域福祉コーディネーター」です。

もちろん、「地域福祉コーディネーター」が配置されれば、すべての問題が解決するというわけではありません。この役割が最大限に発揮されるためには、これまで以上に、地域住民、福祉に限らない様々な分野の民間事業所、行政各部門がそれぞれの役割を十二分に発揮することが重要です。

ぜひ、この「地域福祉コーディネーター」とともに、市民全員の手で「誰もが暮らしやすいまち 北本」を創っていきましょう。



(子育てサロン)

第5章 計画の推進

1 平成30年度から重点的に取り組む事業

本計画の着実な推進に向けて、次の事業を平成30年度から重点的に取り組む事業として位置付けます。

これらの事業は、市民アンケート、地域懇談会、関係者ヒアリングなどから特に強く挙げられた課題であり、今後の地域福祉を牽引していく取り組みという観点から設定しています。

施策	事業
1-2 (1)	“居場所”づくりの推進
2-1 (1)	地域課題解決型担い手養成講座の開催
2-1 (2)	アクティブシニア社会参加支援事業
3-1 (1)	ちょこっと困りごとサービス
3-1 (1)	地域懇談会の開催
4-1 (2)	避難行動要支援者名簿の同意促進
5-1 (1)	地域福祉コーディネーターの設置

2 主体性と協働による計画推進

(1) 市民、地域

市民一人ひとりが、福祉事業者や社会福祉に関する活動を行う者と協力・連携して、お互いに支え合う地域づくりが求められています。それは、福祉サービスを必要とする市民も含め、地域のあらゆる市民が役割を担い、支え合いながら、自分らしく“日常生活”を送ることのできる地域社会の実現を目指すものです。

これらのことを踏まえ、市民、地域、社協、市（県、国）、事業所、企業の連携により、本計画の理念である「育てよう地域の力・ともに創ろう誰もが暮らしやすいまち 北本」を実現していきます。

(2) 社協

地域福祉活動の中心的な団体として、本計画を着実に推進します。

地域福祉のコーディネーターとしての役割を担い、地域福祉活動への市民参加の促進、地域やボランティアの自主的・自発的な活動の支援、市民目線に立ったサービスの研究開発と事業実施を進めます。

(3) 市

社協との連携の下、本計画に掲げる施策を計画的に実施します。

福祉分野に限らず、保健・医療、生涯学習、防災、都市整備などの分野との連携を図るとともに、国、県、関係機関とのパイプ役となり、市民の暮らしを良くする地域福祉を推進します。

職員は常に市民目線に立ち、市民の信頼を得ながら、ともに知恵を出し合い、“市民と協働で取り組む職員”の育成に努めます。

3 PDCAサイクルに基づく計画推進

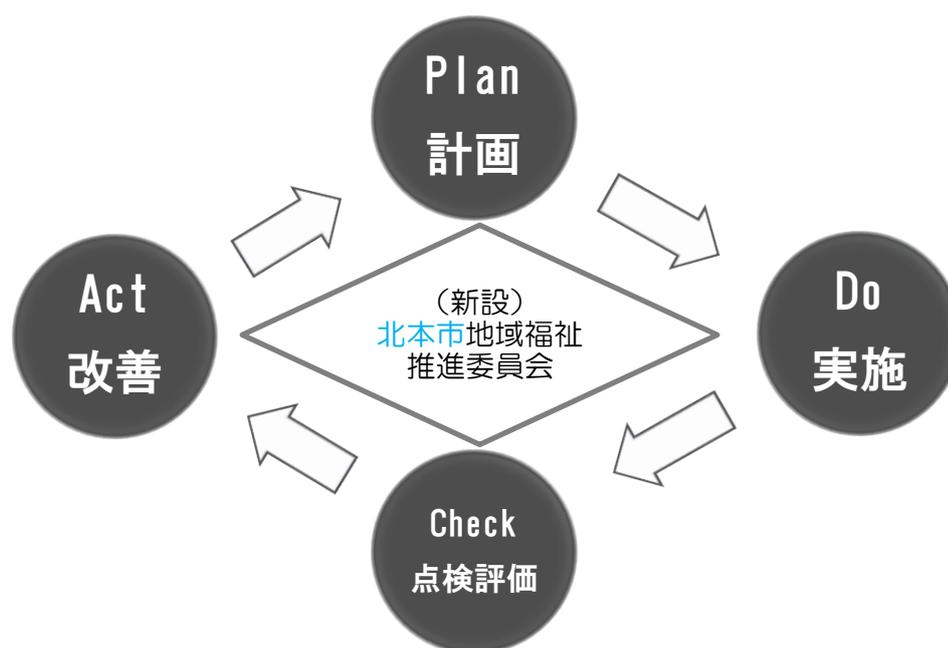
(1) 計画の普及・啓発活動

市の地域福祉の方針について、担い手となる市民、地域、事業者、関係団体の理解を得るため、市や社協の広報やホームページによる多様なPRと、あらゆる機会を通じ、本計画の周知を図ります。

(2) 新設する北本市地域福祉推進委員会による進行管理

PDCAサイクルの考え方に基づく本計画の進行管理は、現行の北本市地域福祉評価委員会に代わり、新たに設置する北本市地域福祉推進委員会を中心に進めます。

毎年度、市及び社協が、本計画に掲げた施策の進捗管理を行い、その結果を基に、北本市地域福祉推進委員会において進捗状況の評価と次年度以降の改善策を検討します。



(3) 市及び社協の推進体制

市及び社協は、連携して計画を推進するとともに、北本市地域福祉推進委員会の検討結果（意見具申）に基づき、社会情勢や国の動向なども勘案し、次年度の施策及び事業予定を検討し、実行します。

参考データ・資料

1 市の現状

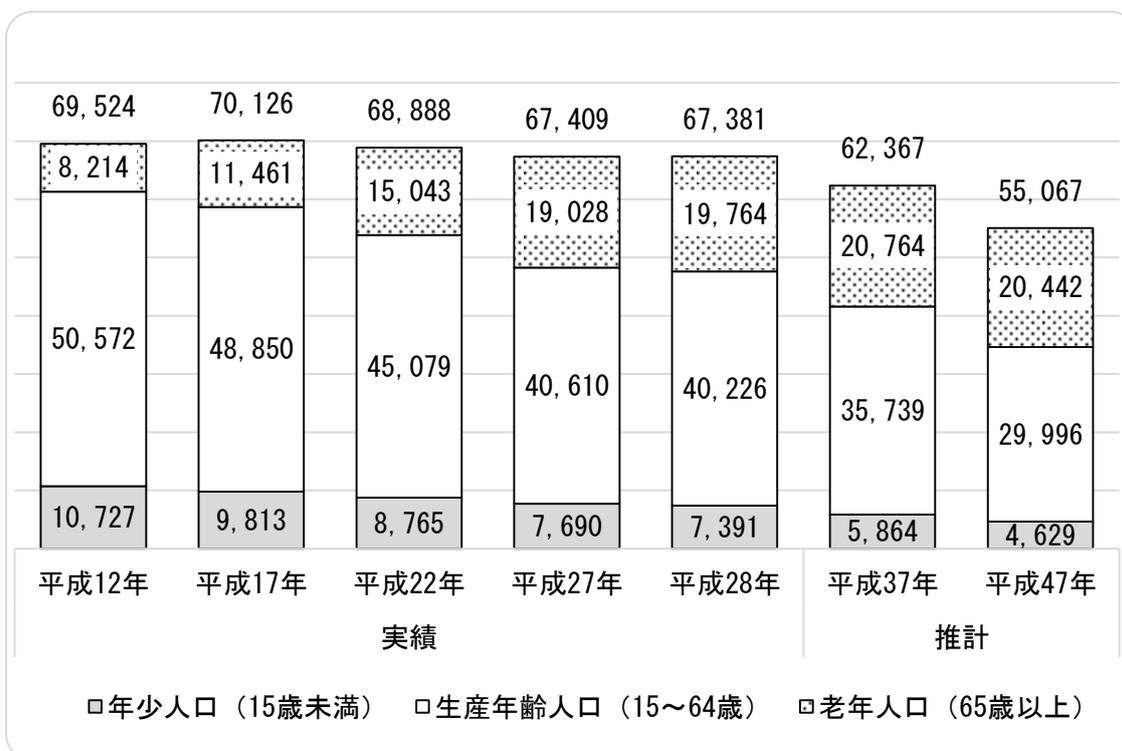
(1) 人口

市の人口は平成 22 年頃からゆるやかに減少しており、平成 28 年 1 月現在 67,381 人（年齢不詳を含む）となっています。

年齢 3 区分別人口をみると少子化・高齢化が進行しており、年少人口（15 歳未満）は 7,300 人台、生産年齢人口（15～64 歳）は 40,200 人台に減少しています。一方で、老年人口（65 歳以上）は平成 12 年の 2 倍以上の 19,700 人台に増加しており、そのうち、後期高齢者人口（75 歳以上）が急増しており、高齢者の約 45%を占めるようになってきています（いずれも平成 28 年 1 月現在）。

将来の人口推計をみると、平成 37 年に 62,300 人台（対平成 28 年比 93%）、平成 47 年は 55,000 人台（同 82%）になり、人口減少とともに、少子化・高齢化がさらに進む見通しです。

■人口の推移（単位：人）



総人口は年齢不詳を含む。

出典：平成 12～27 年は国勢調査（各年 10 月 1 日現在）、平成 28 年は住民基本台帳（1 月 1 日現在）、平成 37、47 年は国立社会保障・人口問題研究所推計（北本市人口ビジョン）

(2) 世帯

市の一般世帯数は増加傾向にあり、平成 22 年からの 5 年間で 1,000 世帯近く増加し、平成 27 年 10 月現在 26,822 世帯となっています。

世帯数が増加しているのは核家族世帯、ひとり親世帯（母子、父子）です。特に母子世帯は平成 22 年からの 5 年間で 200 世帯と大きく増加しています。

世帯数が減少しているのは 3 世代世帯、6 歳未満の子どもがいる世帯です。これは年間出生数（少子化）の減少、ベッドタウン化した頃に子どもだった世代やその後生まれた世代の転出超過などが影響していると考えられます。

■世帯（単位：世帯）

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 22→27 年の増減
一般世帯 (施設などを含まない)	23,454	24,819	25,847	26,822	975
核家族世帯	17,161	17,881	18,035	18,088	53
3 世代世帯	1,626	1,492	1,555	1,271	▼284
6 歳未満の子どもがいる世帯	3,022	2,875	2,455	2,023	▼432
母子世帯	1,478	1,811	1,999	2,199	200
父子世帯	299	374	414	479	65

出典：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

(3) 障がい者・難病患者・自立支援医療費受給者

障がい者数は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者ともに増加傾向にあります。障がい者全体のうち、身体障がい者が約 70%を占めています。平成 22 年度末から 27 年度末にかけての増加数でみると、精神障がい者の増加が最も多くなっています。

障害者手帳所持者のほか、病気や障がいなどの治療を受ける際に医療費の一部を公費負担している難病患者は 510 人台、自立支援医療費受給者は 870 人台です。

■障がい者・難病患者・自立支援医療費受給者（単位：人）

	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
身体障がい者（身体障害者手帳所持者）	1,667	1,915	1,921	2,003
知的障がい者（療育手帳所持者）	224	289	342	409
精神障がい者 （精神障害者保健福祉手帳所持者）	—	—	242	403
難病患者（難病助成受給者） ※1	—	—	—	516
自立支援医療費受給者 ※2	精神通院医療	—	—	653
	更生医療	—	—	53
	育成医療	—	—	24

更生医療、育成医療は年度中の延べ人数

出典：障がい福祉課、鴻巣保健所（各年度末日現在）

※1 難病助成受給者は、原因が不明で治療方法が確立していない難病を患い、治療にかかる医療費の一部の公費負担をしている人（難病患者）と、子どもの慢性疾患のうち、国が指定した病気の診療にかかる費用を県で公費負担をしている人（小児慢性特定疾患）の合計。

※2 自立支援医療費受給者は、精神通院医療（統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者）、更生医療（身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる者（18 歳以上））、育成医療（身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる者（18 歳未満））の人数。

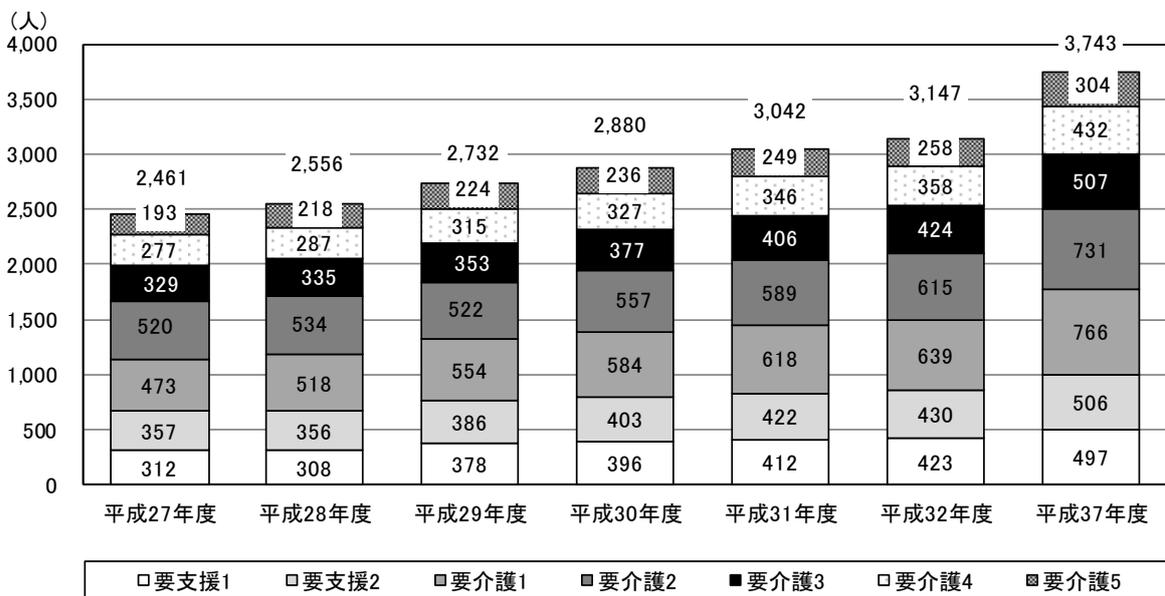
(4) 介護保険の要支援・要介護認定者

人口の高齢化、特に後期高齢者数の増加に伴い、介護保険の要支援・要介護認定者数も年々増加しています。

平成 29 年度の要支援・要介護認定者数は 2,732 人であり、そのうち、介護予防の主な対象となる比較的軽度な要支援 1・2 は 764 人（約 28%）、要介護 1・2 は 1,076 人（約 39%）です。中・重度の要介護 3～5 は 892 人（約 33%）となっています。

すべての団塊世代が後期高齢者となる平成 37 年度の推計では、要支援・要介護認定者数が 3,700 人あまりに達します。このうち、要支援 1・2 と要介護 1・2 は 2,500 人で、平成 29 年度から 660 人増加する見通しです。

■要支援・要介護認定者数（2号被保険者含む）の推移（上：実績 下：推計）（単位：人）



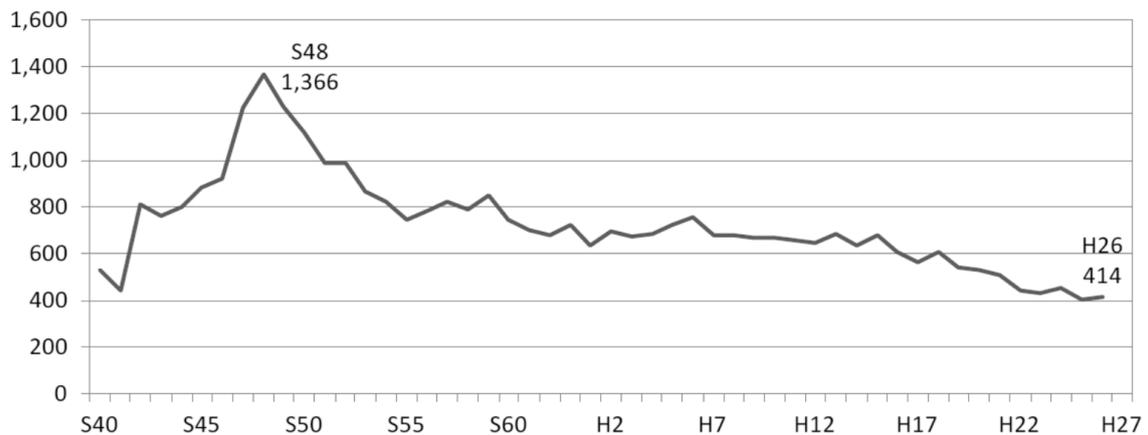
画 2018・第 7 期介護保険事業計画（実績は介護保険事業状況報告（各年 9 月末）、推計は厚生労働省地域包括ケア「見える化」システムから）

(5) 子ども

昭和40年代からのベッドタウン化による人口流入により、年間出生数は急増しました。それも昭和48年の1,300人台をピークに減少に転じ、平成26年には400人台となり、ピーク時の3分の1まで減少しています。

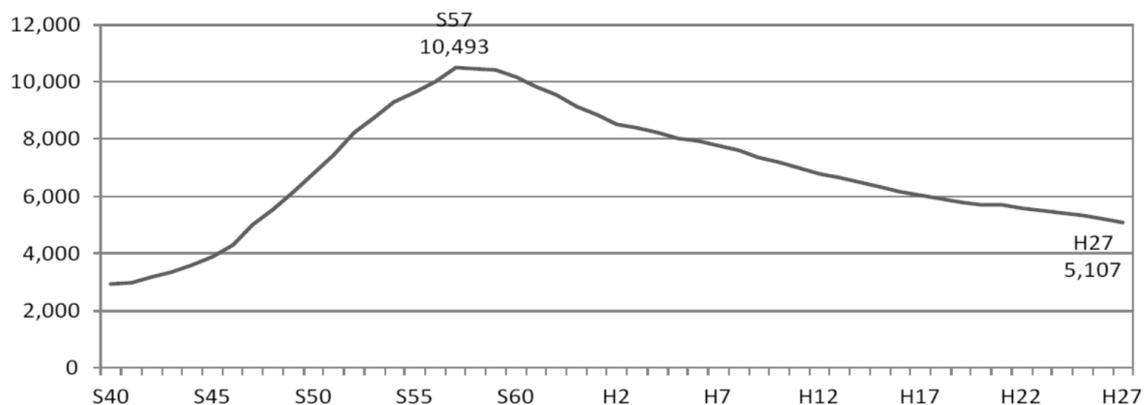
小・中学校の児童生徒数は昭和57年の10,400人台をピークに減少に転じ、右肩下がりが続いています。平成27年は5,100人台となり、ピーク時の2分の1となっています。

■出生数の推移（単位：人）



出典：北本市の統計、市民課（各年度4～3月）

図表 児童生徒数の推移（単位：人）



出典：北本市の統計、学校教育課（各年5月1日現在）

(6) 経済的支援の必要な世帯

全国的に生活保護受給世帯数（※）が増加する中、市でも増加傾向をみせており、平成 28 年度末現在、541 世帯となっています。

国では、こうした背景を踏まえ、子どもの貧困対策の推進に関する法律を平成 26 年 1 月に施行、生活困窮者自立支援法を平成 27 年 4 月に施行しました。

※生活保護とは、生活保護法に基づき、病気や身体の障がいなど、何らかの事情により真に生活に困った場合、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする社会保障制度のひとつ。

■経済的支援の必要な世帯の推移（単位：世帯）

	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
生活保護受給世帯	149	295	442	537	541

出典：福祉課（各年度末日現在）

（参考）子どもの貧困対策の推進に関する法律 第 1 条（目的）

この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（参考）生活困窮者自立支援法 第 1 条（目的）

この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とするものとする。

(7) 8つの地域（コミュニティ圏域）の状況

市内を8つの地域区分（コミュニティ圏域）に分け、それぞれの地域で主体的な地域活動を促進しています。8つの地域区分の地域概要は次の通りです。

- 中丸地域と東地域は、南北に国道17号が走り、国道の東側が主に市街化調整区域で農地が広がり、西側が市街化区域で住宅地である。人口は中丸地域がほぼ横ばい、東地域はやや減少している。
- 中央地域は、市の中心部で市街地が広がっており、人口が最も多い。近年の人口はほぼ横ばいである。
- 本町西高尾は、JR北本駅に近く、市役所や文化センター、図書館、コミュニティセンターなどがあり、閑静な住宅地を形成している。人口はやや減少している。
- 東間深井は、国道17号が南北に走り、地域内には大型商業施設、マンションや賃貸住宅が点在する。人口は若干減少している。
- 西部は、西側に荒川が流れ、武蔵野の面影を残す雑木林と農地が広がる地域であり、国指定の天然記念物の石戸蒲ザクラや歴史的文化財が点在する。人口はやや減少している。
- 南部は、南北にJR高崎線、東西に圏央道（首都圏中央連絡自動車道）が走り、中山道沿いに商業施設や高層マンション群が立地する。人口の減少が顕著である。
- 公団地域は、昭和46年に現在のUR都市機構によって建設された北本団地と平成6年に建設されたグリーンハイツ北本で形成されている。人口の減少が顕著であり、高齢化が進んでいる。

■地域区分別人口の推移、高齢化率（単位：人、％）

	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	平成12→27年度の増減	平成28年度の高齢化率
中丸	7,458	7,504	7,524	7,536	78	26.0
中央地域	12,634	12,631	12,580	12,707	73	26.3
東地域	8,423	8,290	8,125	8,022	▲401	25.0
東間深井	9,848	9,769	9,550	9,514	▲334	27.4
南部	9,577	9,155	8,836	8,602	▲975	34.2
本町西高尾	9,691	9,716	9,463	9,391	▲300	32.8
西部	8,606	8,631	8,246	8,123	▲483	30.4
公団地域	4,841	4,289	3,636	3,486	▲1,355	39.0

出典：福祉課（各年度末日現在）

2 地域福祉の資源

(1) 社会福祉協議会

社協は、昭和 34 年に任意団体として設立、昭和 56 年 11 月に社会福祉法人となりました。

平成 4 年に市からの委託事業を受託するとともに、市が新たな福祉活動拠点として整備した北本市総合福祉センター内に事務所を置き、平成 18 年には市から総合福祉センター業務の指定管理を受け、地域福祉事業の拡大に努めてきました。

近年、ご近所付き合いの希薄化、自治会加入率の低下、地域活動への関心不足などにより地域力が低下傾向にあり、担い手づくりや魅力的な地域活動の推進が求められています。また、歩いて行ける距離にサロンが少ないなどの課題も抱えており、広いエリアから、より身近な場所で気軽に集えるサロンの新設が期待されています。高齢化に伴う買い物や通院などの外出支援、掃除やゴミ出しなどの日常生活をサポートする必要性も高まっており、社協は地域を支える担い手の確保と活動を具体化する仕組みづくりを目指します。

社協では、市の地域福祉の一翼を担うために、地域住民や支部社協、北本市民生委員・児童委員協議会、北本市自治会連合会、北本市コミュニティ協議会や北本市老人クラブ連合会などの各種団体、福祉団体、ボランティアなどと協力して地域福祉の推進にあたっています。

支部社協は、地域のニーズに応じ、地域住民の身近な組織として、よりきめ細かな地域福祉活動を行う任意団体として、8 つの地域区分（コミュニティ圏域）単位で組織されています。

■ 社会福祉協議会会員（単位：人）

	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
会員数	128	135	139	145	146

出典：社会福祉協議会（各年度末日現在）

(2) 地域福祉を担う活動組織

① 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は身近な相談相手として、また、地域福祉活動のコーディネーター役として、8つの地域毎に活動しています。

平成28年4月1日現在の委員数は146人（定数146人）です。

■ 民生委員・児童委員（単位：人）

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成28年
民生委員・児童委員数	128	135	139	145	146

出典：福祉課（各年4月1日現在）

■ 地域別の人数（単位：人）

	南部	中央地域	西部	東間深井	中丸	公園地域	東地域	本町西高尾
民生委員・児童委員数	18	27	18	18	16	12	15	22

出典：福祉課（平成28年4月1日現在）

② ボランティア活動

社協に設置されているボランティアセンターの登録人数は、平成23年の東日本大震災を契機に増加しました。平成28年4月1日現在で117人が登録し、地域において様々な活動を行っています。

ボランティアセンター登録団体は、平成28年4月1日現在、39団体であり、平成12年以降、ほぼ横ばいで推移しています。

社協ではボランティアコーディネーターとボランティア相談員を配置し、ボランティア活動の相談や市民ニーズとボランティアの希望との需給調整など、ボランティア活動の環境づくりに取り組んでいます。

■ ボランティア活動（単位：人、団体）

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成28年
ボランティアセンター登録人数	87	37	69	104	117
ボランティアセンター登録団体	41	41	38	41	39

出典：北本市社会福祉協議会（各年4月1日現在）

③地域活動

平成 28 年 4 月 1 日現在、111 の自治会（自治組織）があり、地域活動の中核として活動しています。

自治会とは別に、8 つの地域区分毎の公民館などの指定管理を受託する一般社団法人北本市コミュニティ協議会が組織（平成 26 年に法人格取得）されており、8 つの地域毎にコミュニティ委員会を設置しています。コミュニティ委員会では、公民館活動を通じて、地域福祉活動の一翼を担っています。

高齢者が主体的に活動する老人クラブは、平成 28 年 4 月 1 日現在、43 の単位老人クラブが活発な活動を行っています。

市内では民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティアなどが中心となり、8 つの地域すべてにおいて地域交流サロン、子育てサロン、高齢者サロンを開催しており、世代間交流や市民同士の定期的な交流の場となっています。

このほか、福祉委員（主に自治会長や地区長が兼務）、家事援助協力員、運動リーダーなどがおり、それぞれの分野で地域福祉活動の一員として活動しています。

■地域活動（単位：団体、箇所、人）

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 28 年
自治会（自治組織）	111	111	111	111	111
コミュニティ委員会	8	8	8	8	8
老人クラブ	38	38	35	43	43
サロン	—	—	—	—	33
福祉委員	—	503	508	544	500
家事援助協力員	136	57	89	52	40

出典：行政報告書、北本市社会福祉協議会（各年 4 月 1 日現在）

■地域別活動状況（単位：団体、箇所）

	南部	中央地域	西部	東間深井	中丸	公団地域	東地域	本町西高尾
コミュニティ委員会	1	1	1	1	1	1	1	1
老人クラブ	6	6	5	3	6	2	6	9
サロン	7	1	2	6	2	2	3	10

出典：行政報告書、北本市社会福祉協議会（平成 28 年 4 月 1 日現在）

(3) 地域福祉拠点（保健・医療・福祉・教育）

地域福祉に関連する拠点として市内にある保健・医療・福祉・教育分野の施設・事業所数は下表の通りです。

地域福祉の一層の推進においては、既存の施設や事業所を地域資源と捉え、それぞれの機能、ノウハウ、ネットワークを活用していくことが必要になります。

■地域福祉拠点（単位：箇所）

	合計	地域別							
		南部	中央地域	西部	東間深井	中丸	公団地域	東地域	本町西高尾
幼稚園	9	2	1	1	1	0	0	2	2
小学校	8	0	1	1	1	2	1	1	1
中学校	4	0	0	1	0	0	0	2	1
高等学校	1	0	0	0	0	0	0	1	0
大学、専修学校	1	1	0	0	0	0	0	0	0
コミュニティ施設	16	2	3	3	2	2	1	1	2
図書館施設	5	1	0	1	0	0	1	0	2
スポーツ施設	16	1	2	4	2	3	1	3	0
保健関係施設	2	0	0	0	0	0	0	1	1
医療関係施設	49	6	21	3	4	3	1	7	4
歯科診療所	36	3	15	2	7	1	1	3	4
認可保育所（園）	11	2	3	2	2	0	0	0	2
認可外保育所（園）	1	0	0	0	0	0	0	0	1
児童関係施設	13	0	2	1	2	4	1	0	3
高齢者関係施設※	59	8	16	8	9	7	0	4	7
障がい者関係施設※	22	3	8	3	3	1	2	1	1

※事業所などを含む

出典：担当課、埼玉県（平成 29 年 6 月 1 日現在）

3 第二次北本市地域福祉計画・地域福祉活動 計画策定委員会 設置要綱及び委員名簿

第二次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく第二次北本市地域福祉計画(以下「計画」という。)及び社会福祉法第4条の規定を実践的に推進していく第二次北本市地域福祉活動計画を一体として策定することについて、市民の意見を広く求め、計画に反映させるため、第二次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 地域団体関係者
- (5) 公募の市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定終了までの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要であると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、福祉部福祉課及び社会福祉法人北本市社会福祉協議会において処理する。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

第二次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿（敬称略）

番号	区分	役職	氏名	所属
1	学識経験者	委員長	あらい としたみ 新井 利民	埼玉県立大学
2	福祉関係者	副委員長	やざわ みつる 谷澤 暢	北本市社会福祉協議会
3		委員	しばた たつお 柴田 辰雄	北本市ボランティア連絡会
4		委員	あらい まゆみ 荒井 真弓	北本市地域包括支援センター 連絡部会
5		委員	おさき けんご 尾崎 憲吾	北本市介護支援専門員の会
6		委員	なかむら けんし 中村 健士	北本市民生委員・児童委員協 議会
7		委員	おくやま みほ 奥山 美穂	北本市民生委員・児童委員協 議会 主任児童委員
8		委員	しらいし はるひこ 白石 春彦	北本市障がい者福祉団体連絡 協議会
9		委員	しむら よしふみ 志村 好文	北本市小中学校校長会
10		保健医療関係者	委員	よしだ こうしろう 吉田 好志郎
11	地域団体関係者	委員	あさの つとむ 浅野 勉	北本市自治会連合会
12		委員	ほりこし かずみ 堀越 一三	北本市老人クラブ連合会
13		委員	かとう じゅんいち 加藤 潤一	北本市PTA連合会
14	公募の市民	委員	やじま のりお 矢島 則夫	北本市民の代表
15		委員	さとう さとし 佐藤 佐	北本市民の代表

ご協力をいただいた委員

北本市小中学校校長会 つるま 和男（平成29年2月21日～平成29年3月31日）
 北本市社会福祉協議会 あらい 保好（平成29年2月21日～平成29年6月30日）

4 第二次北本市地域福祉計画・地域福祉活動 計画策定会議 設置規程及び委員名簿

第二次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定会議設置規程

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく第二次北本市地域福祉計画(以下「計画」という。)及び社会福祉法第4条の規定を実践的に推進していく第二次北本市地域福祉活動計画の一体的な策定にあたり必要な事項について、関係部局による協議及び検討を行うため、第二次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画策定に必要な資料の収集及び必要な事項を調査研究すること。
- (2) 計画策定の原案に関すること。
- (3) その他計画策定に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 策定会議は、委員14名で組織する。

- 2 委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。
- 3 策定会議に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は福祉部長の職にある者をもって充て、副委員長は委員長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から計画策定終了までの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

- 第5条 委員長は策定会議を代表し、会務を総理する。
- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係職員を出席させ、意見を聴き又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定会議の庶務は、福祉部福祉課及び社会福祉法人北本市社会福祉協議会において処理する。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

(第 3 条関係)

	所 属	役 職
1	福祉部	部長
2	福祉部障がい福祉課	課長
3	企画財政部企画課 企画統計係	主査
4	市民経済部くらし安全課 市民協働担当	主査
5	市民経済部市民課 市民相談係	主査
6	福祉部福祉課 生活保護担当	主幹
7	福祉部こども課 子育て支援担当	主幹
8	健康推進部健康づくり課 保健予防・業務係	主査
9	健康推進部高齢介護課 高齢者福祉係	主査
10	都市整備部都市計画課 都市計画担当	副課長
11	都市整備部建築開発課 営繕担当	主幹
12	教育部学校教育課 指導担当	副課長
13	教育部生涯学習課 社会教育担当	主幹
14	社会福祉法人北本市社会福祉協議会 地域福祉係	主幹

第二次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定会議委員名簿

番号	区分	役職	氏名	所属
1	委員長	部長	三橋 浩範	福祉部
2	副委員長	課長	吉田 美佐男	福祉部障がい福祉課
3	委員	主査	古畑 良健	企画財政部企画課 企画統計係
4	委員	主査	福島 綾	市民経済部くらし安全課 市民協働担当
5	委員	主査	小野 仙太郎	市民経済部市民課 市民相談係
6	委員	主幹	南 豊	福祉部福祉課 生活保護担当
7	委員	主幹	藤浪 道子	福祉部こども課 子育て支援担当
8	委員	主査	鈴木 友恵	健康推進部健康づくり課 保健予防・業務係
9	委員	主査	長島 俊介	健康推進部高齢介護課 高齢者福祉係
10	委員	副課長	大塚 敏晃	都市整備部都市計画課 都市計画担当
11	委員	主幹	久保 剛	都市整備部建築開発課 営繕担当
12	委員	副課長	草野 智広	教育部学校教育課 指導担当
13	委員	主幹	岡安 栄一	教育部生涯学習課 社会教育担当
14	委員	主幹	星野 祐一	社会福祉法人北本市社会福祉 協議会 地域福祉係

5 計画の策定経過

日程	会議など	主な協議事項
平成 29 年 2 月 10 日	第 1 回策定会議	計画策定の概要 アンケート案
2 月 21 日	第 1 回策定委員会	
3 月～5 月	市民アンケートの実施、アンケート結果分析	
6 月 1 日	地域福祉講習会（庁内）	新井委員長による講義
	第 2 回策定会議、策定委員会	アンケート結果報告 地域懇談会開催内容の検討
6～9 月	地域懇談会（8 圏域別ワークショップ）、 関係団体ヒアリング、計画（原案）の作成	
9 月 26 日	第 3 回策定会議、策定委員会	計画（原案）の検討
10 月～11 月	事業の検討、庁内での調整、計画（中間案）の作成	
12 月 22 日	第 4 回策定会議、策定委員会	計画（中間案）の検討
平成 30 年 1 月	計画（中間案）に対する意見募集（パブリックコメント／1 月 5 日～2 月 5 日）、計画（最終案）の作成	
2 月 23 日	第 5 回策定会議、策定委員会	パブリックコメント結果報告 計画（最終案）の協議・決定
3 月	市、社協	計画決定（議会報告） 次年度の推進体制の構築

第二次北本市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成 30 年 3 月

発行：北本市、北本市社会福祉協議会

北本市

〒364-8633 埼玉県北本市本町 1 丁目 111 番地

電話番号：048-591-1111（代表）

ファックス：048-592-5997（代表）

ホームページ：[//www.city.kitamoto.saitama.jp](http://www.city.kitamoto.saitama.jp)

北本市社会福祉協議会

〒364-0034 北本市高尾 1 丁目 180 番地

（北本市総合福祉センター内）

電話番号：048-593-2961

ファックス：048-592-9442

ホームページ：[//wwwb.jnc.ne.jp/kita-sha](http://wwwb.jnc.ne.jp/kita-sha)

